歴史文化遺産活用ガイドライン

― ふるさと文化の創造的伝承 ―

平成１９年３月

兵庫県教育委員会

歴史文化遺産活用構想の実現に向けて

兵庫県教育長　吉　本　知　之

兵庫県は摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の個性豊かな旧五ヶ国からなり、地域毎に多様な文化が育まれ、これを背景に貴重な歴史文化遺産が数多く残されています。

歴史文化遺産は地域における祖先の営みを知り、地域の歴史を正しく理解し、地域の文化の向上に資するものとして、これまで大切に護り伝えられてきたものであり、これらを次世代へ継承していくことは、今の時代に生きる私たちに課せられた大切な役割です。

しかし２１世紀に入り、成熟社会へと移行しつつある中で、県民の歴史文化遺産に求める思いも大きく変わってきました。地域の個性の重要な役割を果たす資産として各地の歴史文化遺産が改めて見直され、単に保護するのではなく、これを現代の生活の中で活用することが求められています。

兵庫県教育委員会は、平成１２年度に兵庫県文化財保護審議会から歴史文化遺産の未来への継承と積極的な活用促進に関する建議を受け、平成１４年度に歴史文化遺産を活用して「ふるさと文化の創造的伝承」を実現する『歴史文化遺産活用構想』をとりまとめました。

平成１５年度には、構想の理念を「歴史文化遺産活用フォーラム」を開催して提示するとともに、平成１５年度から平成１７年度までの３年間、各市町教育委員会と連携して地域の歴史文化遺産の見直しや特性を活かした活用策について、「歴史文化遺産活用検討会」をのべ４１回開催し検討してまいりました。

本年度は、３年間の同検討会の意見を踏まえ、構想に基づき、市町が「歴史文化遺産活用計画」を策定する際の手引書となる『歴史文化遺産活用ガイドライン』を各分野の先生方にご協力いただいてとりまとめました。

今後も構想の実現に向け、具体的な施策を充実させていく所存ですので、今後も兵庫県における文化財行政の新展開について、ご支援・ご指導くださいますようお願い申し上げます。

平成１９年３月

目　　次

第１章　歴史文化遺産活用ガイドラインの作成にあたって　1

１－１　本ガイドラインの位置づけ　・・・・1
１－２　「歴史文化遺産」の考え方　・・・・2
（１）兵庫県の文化財の特徴　・・・・2
（２）兵庫県の文化財を取り巻く状況　・・・・2
（３）これまでの「文化財」の考え方　・・・・3
（４）「歴史文化遺産」の考え方　・・・・4
１－３　「歴史文化遺産の活用」の考え方　・・・・5
（１）活用の考え方　・・・・5
（２）活用の主体と役割　・・・・6
（３）次世代へ繋ぐ活用の基本的な視点　・・・・7
１－４　歴史文化遺産の活用による地域文化再生までの流れ　・・・・8

第２章　歴史文化遺産活用計画の策定手順の整理　9

２－１　歴史文化遺産活用計画の策定手順　・・・・9
（１）「地域の特性」の整理　・・・１０
（２）「地域の課題」の検討　・・・１２
（３）「他分野の計画との整合性」の検討　・・・１２
（４）「地域の将来像」の検討　・・・１３
２－２　歴史文化遺産活用計画の策定にあたり配慮を要する事項　・・・１４
（１）活用にあたり配慮を要する事項　・・・１４
（２）活用計画の策定にあたり配慮を要する事項　・・・１５
２－３　歴史文化遺産を活用した方策に関する事例　・・・１６
（１）具体的事例１「コウノトリ自然博物館構想」　・・・１６
（２）具体的事例２「北はりま田園空間博物館」　・・・１８
（３）具体的事例３「旧来住家住宅を活かしたまちづくり活動」　・・・２０
（４）具体的事例４「「八朔の雛祭り」を活用した地域おこし」　・・・２１
（５）具体的事例５「史跡大中遺跡を活用したボランティア活動」　・・・２２

＜資料＞　２３

１　策定までの経過　・・・２３
２　歴史文化遺産活用ガイドラインの構成　・・・２４
３　歴史文化遺産活用構想　・・・２５
４　用語解説　・・・３５

第１章　歴史文化遺産活用ガイドラインの作成にあたって

1-1　本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、県内各地域の歴史文化遺産の活用を推進するため、市町が「歴史文化遺産活用計画」を策定する際に必要な、歴史文化遺産の考え方や活用計画の策定手順を整理することによって、市町の活用計画策定の促進を図ることを目的とする。そのため、平成14年度に兵庫県教育委員会が提案した「歴史文化遺産活用構想」に基づき、市町が「歴史文化遺産活用計画」を策定する際の手引書として作成するものである。

第１図　兵庫県行政区画図

歴史文化遺産活用ガイドライン作成までの経過

平成１２年１０月	**兵庫県文化財保護審議会建議**
	「次世代への継承と新しい文化の創造のために」
	「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」
平成１４年　２月	**平成１３年度第３回文化財保護審議会**
	全ての分野の文化財の活用を促進する枠組みの必要性について提言
平成１４年　４月	**歴史文化遺産活用構想検討委員会設置**
平成１５年　３月	**「歴史文化遺産活用構想」策定**
平成１５年１０月	**「歴史文化遺産活用フォーラム」**
	「歴史文化遺産活用構想」の公開討論会
平成１５年１１月	**歴史文化遺産活用事例研修会**
	県内市郡町教育委員会担当者と歴史文化遺産活用の実践報告会及び意見交換会
平成１６年　３月	**『歴史文化遺産の活用に関する報告書』刊行**
平成１６年	**歴史文化遺産活用検討会**
７月～９月	県内７地域に分かれて歴史文化遺産活用検討会（地域部会）を計１５回開催
平成１６年１０月	**歴史文化遺産活用検討会（全体会）**
平成１７年　３月	**『歴史文化遺産の活用に関する報告書（II）』刊行**
平成１７年	**歴史文化遺産活用検討会**
７月～１１月	県内７地域に分かれて歴史文化遺産活用検討会（地域部会）を計２４回開催
平成１７年１１月	**歴史文化遺産活用検討会（全体会）**
平成１８年　３月	**『歴史文化遺産の活用に関する報告書（III）』刊行**

1-2 「歴史文化遺産」の考え方

（1）兵庫県の文化財の特徴

兵庫県は、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の個性豊かな旧５ケ国からなり、地勢的な特徴として、古代から政治的・経済的な中心である畿内周縁部に位置し、東西・南北の交通の十字路となっていることから、文化的な多様性が認められる。

このような地勢的状況から、本県の文化財は、多種多様で、多量に分布するが、総じて規模が小さく知名度が低いものが多いといった特徴がある。

これまでに歴史文化遺産活用検討会等を行った結果、市町教育委員会文化財担当者がイメージする各地域の文化財の特徴は以下のとおりである。

１）摂津地域

いわゆる「神戸・阪神地域」。江戸時代から続く全国有数の「酒造り」の地域。また、神戸の開港以来、海外からの文化の窓口として、洋風建築など近代化遺産を今に伝える「阪神間モダニズム」の地域であり、伝統的な社寺以外にも教会やモスクなど「多文化が共生」する地域。

２）播磨地域

奈良時代の「播磨国風土記」に記された地域で、古代の地名や伝承が多数存在する地域で、古墳時代に石棺の材料に使用された「竜山石」に代表される採石場や石造品が多数伝承される「石の文化」の地域。また、世界遺産「姫路城」を始め「近世城郭」が多数残る地域。

３）但馬地域

特別天然記念物のコウノトリやオオサンショウウオが生息する自然が豊かで、「人と自然が共生」する地域。また、茶すり山古墳に代表される「古墳文化」、出石や城崎など「町並み」、生野銀山に代表される「鉱山関連遺産」などが残る地域。

４）丹波地域

篠山、柏原など歴史的な「町並み」が良好に残っている地域。また、丹波焼、丹波布、黒豆など伝統的な「特産品」に恵まれ、檜皮採取や檜皮葺といった伝統的な「技術」が伝承されている地域。

５）淡路地域

「国生み神話」に由来する神社や地名が多数分布する地域で、古代から「御食国（みけつくに）」として豊富な「食材」を産出する地域。また、淡路人形浄瑠璃に代表される無形の文化財や伝統行事が多数伝承される地域。

このような個性豊かな５つの地域文化の総和が、兵庫県の文化財の特徴であり、５つの地域の持つ個性が「多様性」として位置付けられる。

（2）兵庫県の文化財を取り巻く状況

少子高齢化・人口減少社会に直面する中、中山間地域では既に集落の過疎化が顕在化しており、コミュニティーの崩壊が懸念されている。また、都市部でも周縁部で同様の状況が看取される。

このような状況から、文化財を取り巻く状況においても、既に人口減少が始まっている地域では無住の社寺が増加しており、地域で大切に伝承されてきた仏像などの文化財が地域で維持管理していくことが困難な状況がある。

また、伝統芸能などの民俗文化財の分野でも、人口減少が始まっている地域では、芸能を伝承する後継者の不足、あるいは伝承基盤組織そのものの維持が困難といった状況がある。

更には、生活様式などの変化により、先人から伝承されてきた文化財が、所有者にとって扱いにくいものとして、日常生活から乖離するといった状況がある。

こうした文化財の取り巻く状況に対応するために、従来の「文化財」保護のあり方に代わる、新たな「文化財」の保護と活用のあり方が問われている。

（3）これまでの「文化財」の考え方

文化財保護法（以下「法」という。）で定義する「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群のうち、「我が国にとって」「歴史上」「芸術上」「学術上」「鑑賞上」価値の高いものをいう。また、文化財の保存技術及び埋蔵文化財も保護の対象となっている。地方公共団体の定める文化財保護条例（以下「条例」という。）の文化財の定義も法を準用している。

しかし、制定以降の度重なる法改正が示すように、文化財の概念は時代の要請に応じて拡大する傾向にある。近年では、平成16年の法の一部改正で、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」として文化財の範疇に位置付けられた。

これら「文化財」のうち、法又は条例により「重要なもの」として指定されたものは、いわゆる「指定文化財」として現状変更、修理、輸出などに一定の制限を受ける一方、保存修理や防災修理など、保存と活用のために必要な様々な措置により手厚く保護されている。

一方、近代の文化財についての認識の高まりや国土開発の進展及び生活様式の変化等による社会の成熟化に伴い、文化財保護をめぐる状況の変化に対応するため、平成８年の法の一部改正により、従来の「指定制度」を補完する制度として「登録制度」が導入された。法又は条例により「保存と活用が特に必要なもの」として登録される「登録文化財」は、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護制度で、新たな保護手法として有効な機能を果たしている。国の登録文化財制度については建造物分野では、わずか10年で5,000件が登録される（指定文化財建造物は50年で約2,200件指定）など「指定文化財」以外の文化財についてその価値が改めて見直されている。そして、平成16年の法の一部改正により、登録制度は従来の建造物に加え、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも拡充された。

このような制度の拡大が物語るように、成熟社会においては地域形成の核となる持続可能な資源として「地域文化」が見直され、その具体的表象として、地域の個性を示す一群の歴史的・文化的・自然的遺産の価値が再認識されている。

しかしながら、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産は、地域の人々の暮らしと深く係わってきたが故に価値を持つものであり、相互の関連性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により醸し出される「魅力ある場の雰囲気」なども重要な価値になる性質を持つ。そして、このような価値は、「分野別」「個別」の価値の上に成立する「従来の文化財の考え方」で規定することは難しい。

文化財	有形文化財	〔建造物〕（社寺・城郭・民家等）	
		〔美術工芸品〕（絵画・彫刻・工芸品・書籍等）	
	無形文化財	〔演劇・音楽・工芸技術等〕	
	民俗文化財	有形民俗文化財	（衣服、器具・家屋等）
		無形民俗文化財	（風俗慣習・民俗芸能等）
	記念物	史跡	〔遺跡〕（貝塚・古墳等）
		名勝	〔名勝地〕（庭園・橋梁等）
		天然記念物	〔動物、植物・地質鉱物〕
	文化的景観	〔棚田、里山、用水路等〕	
	伝統的建造物群	〔宿場町、城下町、農漁村等〕	
文化財の保存技術		（文化財の保存に必要な材料製作、修理技術等）	
埋蔵文化財		（土地に埋蔵されている文化財）	

第２図　文化財の体系表

（4）「歴史文化遺産」の考え方

従来の文化財の考え方に代わるものとして、先人により育まれ現代まで伝えられてきた、知恵・経験・活動の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した新たな概念として、地域文化を構成する多様な価値観を持つ歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義する。

「歴史文化遺産」は地域文化の基底をなす風土を表現するものとして、人々の精神的な拠り所となるものであるとともに、祖先の営みを今に伝えるものとして、人々が未来へ向かって歩みを踏み出す時の道しるべとなるものである。

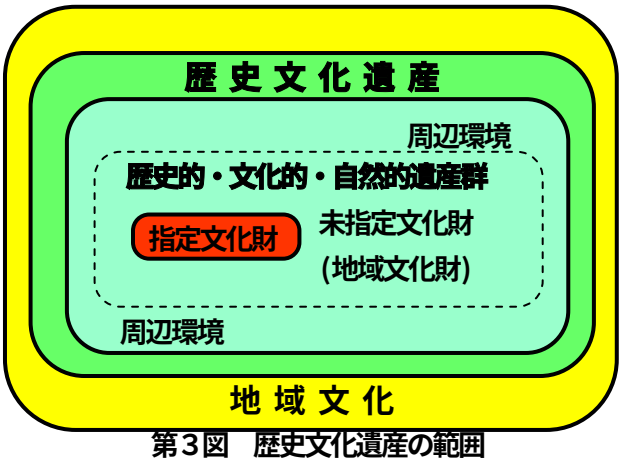

第３図　歴史文化遺産の範囲

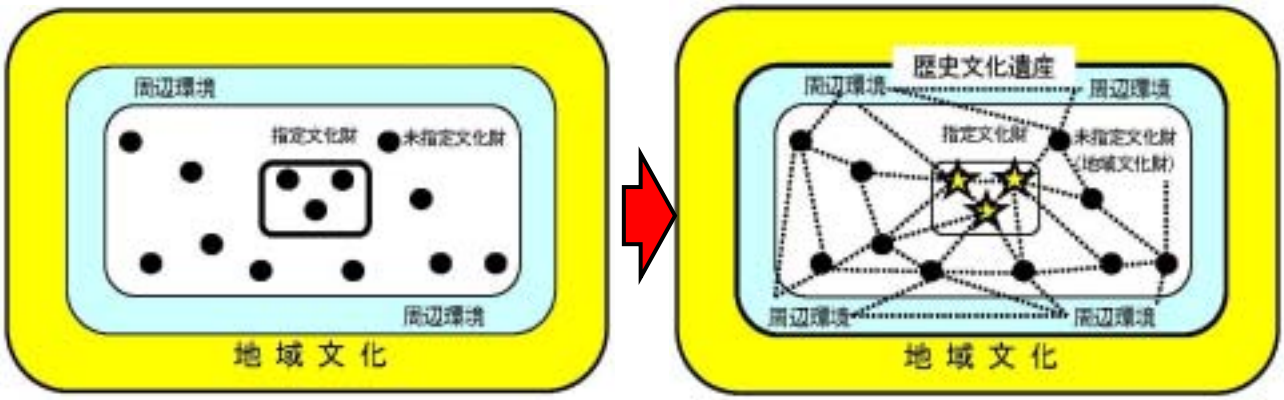

従来の文化財の考え方：「分野別」「個別的」に認識

歴史文化遺産の考え方：「総体的」に認識

第４図　歴史文化遺産の考え方

コラム１　　拡大する文化財の概念

昭和25年　文化財保護法制定

國寶保存法等の従来の法律を統一し、文化財全般にわたり指定、管理、活用等その保護制度を体系的に整備する。従来の「有形文化財」「記念物」に加え、新たに「無形文化財」「埋蔵文化財」を保護対象とする。

昭和29年　文化財保護法の一部改正

「有形文化財」から「民俗資料」を分離し、新たに保護対象とする。

昭和50年　文化財保護法の一部改正

「民俗資料」を「民俗文化財」と改称。新たに「伝統的建造物群保存地区」「文化財保存技術」を保護対象とする。

平成８年　文化財保護法の一部改正

文化財の指定制度を補完する制度として、登録制度を「有形文化財」の〔建造物〕について導入する。

平成16年　文化財保護法の一部改正

民俗技術を「民俗文化財」の一形態と位置づけ保護対象とするとともに、新たに「文化的景観」を保護対象とする。登録制度を「有形文化財」の〔美術工芸品〕、「民俗文化財」の〔有形民俗文化財〕、「記念物」についても拡充する。

1-3 「歴史文化遺産の活用」の考え方

（1）活用の考え方

歴史文化遺産は、地域の個性や生い立ちを示し、社会との係わりで成立してきた、地域の精神的な拠り所となるものであることから、特に「地域おこし」「まちづくり」「学舎づくり」「ふるさと観づくり」分野での活用が有効である。

1）地域おこし

歴史文化遺産は地域の個性を明示する最大の要素で、地場産業振興の素材として極めて有効であることから、地域の伝統文化の特徴を活かして、観光開発や特産品開発を行うことで産業振興や地域振興を図ることができる。例えば、伝統的な地場産業である竜山石を活かした地域おこしに取り組む高砂市の事例がある。

2）まちづくり

歴史文化遺産を地域住民の精神的な拠り所として、象徴的にまちづくりに取り込むことによって、地域住民にとって誇りの持てる、文化的で魅力ある快適な生活環境を創出することができる。例えば、重要伝統的建造物群保存地区に選定された篠山市篠山では、伝統的な建造物群を活かした地域の個性が輝くまちづくりに取り組んでいる。

3）学舎（まなびや）づくり

歴史文化遺産は地域の生い立ちを現在まで伝えることから、歴史を実感する、あるいは伝統文化を体験する、自然環境を体得する素材として、学校教育における広範な地域学習に利用することが可能である。例えば、南あわじ市の小・中学校では、クラブ活動として地域に伝わる「淡路人形浄瑠璃」を伝承し、地域への愛着や誇りを育んでいる。

4）ふるさと観づくり

歴史文化遺産は地域社会との係わりで成立するものであることから、郷土学習や伝統行事への参加などを通じて、住民の地域の由来や現状に対する認識を深め、地域への誇りや愛着を深めることができる。例えば、小野市立好古館で実践する、地域住民が企画する展示会では、地域の高齢者から地域の歴史や由来を聞き取ることで、地域に対する愛着と誇りを深めている。

地域おこし	伝統文化を活かして地域を活性化する
まちづくり	象徴として個性が輝く地域をつくる
学舎づくり	子どもたちの地域への愛着と誇りを育む
ふるさと観づくり	ふるさとへの理解と想いを深める

第５図　歴史文化遺産活用の４つの柱

コラム２　世界文化遺産の概念

1）資産の構成

世界文化遺産一覧表に登録される資産は、「真正性」を有するだけでなく、資産が「顕著な普遍的価値」を発揮するのに必要な構成要素が全て含まれることを求められる。

2）資産の保護

資産の「顕著な普遍的価値」を適切に保存するために、保存管理計画の策定を求められる。また、近年の複数の資産で構成されるものや多数の要素で構成される文化的景観などについては、資産全体を対象とする包括的な保存管理計画の策定を求められる。また、資産の適切な保存については、資産の効果的な保護を目的に資産を取り囲む周辺環境についても法的な規制を設けることを求められる。

3）有形と無形の考え方

資産の有形の評価だけでなく、精神性などを含む無形の評価についても積極的に行うことを求められる。

（2）活用の主体と役割

歴史文化遺産の活用にあたり、地域住民が主体となる保護と活用を実現するため、産官学民の連携による支援が必要である。

1）地域住民

地域住民は、歴史文化遺産の価値を正しく理解し、その伝承の主体となるものであり、活用についても主体としての役割が求められる。

2）ＮＰＯ法人等

歴史文化遺産の活用については、地域の個別の歴史文化遺産の保存と活用を目的とする住民主体の活動組織あるいは専門性を有する横断的な活動組織など多様な活動目的を持つ組織があり、またこのような組織の中にはＮＰＯ法人化するものも見られるようになった。

こうしたＮＰＯ法人等の活動組織のうち、特に専門性を有する広域的な活動組織については、地域住民、専門機関、行政の３者を繋ぐ支援組織としての役割がこれまで以上に期待される。

3）専門機関

大学や博物館など専門機関あるいは専門家は、地域住民にとって身近すぎてその価値を認識できていない歴史文化遺産を「評価」することで、その価値を「再発見」するきっかけづくりを行うことが期待される。

また、専門機関などは、価値を認識した地域住民が歴史文化遺産を活用する際に、技術支援や専門的な見地からの助言等の支援を行うことが求められる。

4）行政

[市町]

市町は、地域住民の最も身近な行政組織として、地域住民が身近な歴史文化遺産の「再発見」に参加するきっかけづくりや、その成果を発表する場を提供するなど住民活動を支える直接的な支援を行う。

市町	住民活動を支える直接的な支援
県	専門組織の育成と保存や活用手法の開発支援
国	全国的な啓発、牽引的な施策展開

第６図　行政の役割

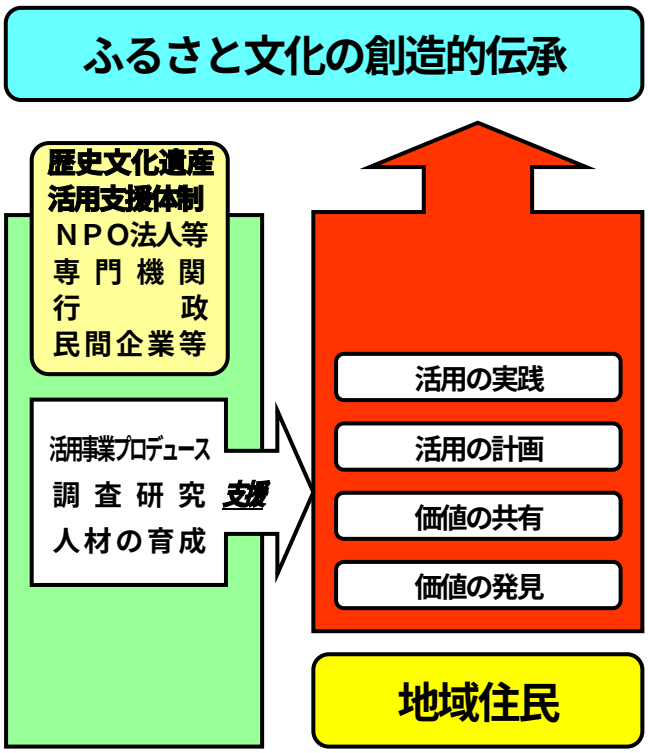

第７図　歴史文化遺産活用の主体と役割

［県］

県は、直接的な個別活動への支援ではなく、地域リーダーやマネージメント組織を育成するなど住民活動を深め、活動が活発でない地域の活動の立ち上げを行い、拠点を整備するなどの中間的な支援を行う。

また、市町と協力して歴史文化遺産の保存や活用手法の開発について支援を行う。

さらに、広域的な視点で、ＮＰＯ法人等の活動組織間の意見調整や市町行政の範囲を超えるような連携についても支援を行う。

［国］

国は、国民に対する全国的な啓発、全国規模の中間組織や都道府県と連携した間接的支援、牽引的な施策の全国展開などが期待される。

5）民間企業等

地域の民間企業等は、地域を担う構成員として、地域の歴史文化遺産の活用や保全について積極的に係わり、地域の歴史文化遺産のＰＲなどの支援を行うことが期待される。

（3）次世代へ繋ぐ活用の基本的な視点

歴史文化遺産を活用することは、歴史文化遺産が創られた歴史的背景を持つ地域文化に活力を注入することである。地域文化を活性化することで、新たな地域文化の創造を誘発し、地域に対して誇りと愛着に満ちた地域社会の再形成の実現を目指す。

具体的には、以下のような活用の視点が必要である。

１）歴史文化遺産の真の伝承

地域住民の生活の一部として守り伝えられてきた歴史文化遺産の保存と活用の主体は地域の住民であり、地域住民が歴史文化遺産を伝承し、地域文化の価値を共有することが真の活用であるという視点。

２）住民の対場からの視点

歴史文化遺産は、地域の住民にとって地域に生きてきた人々の道しるべであることから、個人の歴史と重なる歴史文化遺産への愛着を大切にするなど地域の住民の立場を大切にする視点。

３）次世代への伝承

地域固有の歴史や風土の特性を見失うことなく、歴史文化遺産を掘り起し、地域に即した歴史文化遺産の活用を図り、どのように次世代に継承していくかといった視点。

４）総体的な認識

文化財保護法により、「文化財」の体系において分離されてしまった「有形文化財」（神社などの舞台）と「民俗文化財」（奉納される祭礼）といった「分野別」「個別」の価値として成立する従来の「文化財」の考え方から脱却し、歴史文化遺産として総体的に認識する視点。

５）連携による相乗効果

歴史文化遺産は、地域の紐帯や個性を際立たせる「地域資源」、あるいは次世代に技術を伝承するなど世代間交流を図る「教育資源」として活用することができる。そこで、文化財保護部局以外の開発、観光、生涯学習などの他部局、あるいは行政の枠組みを超えた隣接する市町とも連携して活用することにより、相乗効果を得るといった視点。

コラム３　　ＮＰＯ法人等の事例
－ヘリテージマネージャー－

兵庫県教育委員会では、地域に埋もれた歴史文化遺産を発見し、地域の活性化に向けた活用を提言する専門家（ヘリテージマネージャー）を養成している。これまで建造物部門、天然記念物部門、美術工芸品部門について、それぞれ実務経験者である建築士、樹木医、学芸員を対象に養成しており、受講修了したヘリテージマネージャーは、NPO 法人を設立するなど県内各地で支援組織を立ち上げ、地域住民と行政を繋ぐ活動を行うとともに、「近代化遺産総合調査」など行政調査の際には、調査員として歴史文化遺産の掘り起こしに活躍している。

コラム４　　次世代への伝承に取り組む事
－古民家再生プロジェクト－

ＮＰＯたんばぐみでは、地域の財産である古民家を後世に残す新しい仕組みづくりに取り組んでいる。

地域の伝統技術や住文化を継承しながら、新たな生活ニーズにも対応した古民家の再生工事を実践するとともに、居住者を失った古民家をストックするための「市民ファンド」の設置に取り組んでいる。

コラム５　　連携による相乗効果の事例
－行政と大学の連携－

丹波市で行われた地域文化財展「古代氷上郡の役所と村」では、兵庫県教育委員会と丹波市教育委員会の主催で、山垣遺跡など地域の発掘調査の成果をもとに考古資料の展示を行った。併せて、神戸大学文学部地域連携センターでは、山垣遺跡の所在する棚原地区の住民と共同で古文書、絵図、古写真など地域の歴史資料を掘り起こし、地域文化財展で歴史資料の調査成果を展示した。行政と大学がそれぞれの専門分野から地域の歴史文化遺産の掘り起しや再発見を支援することで、多数の地域住民が歴史文化遺産を「再発見」するきっかけとなった。

1-4 歴史文化遺産の活用による地域文化再生までの流れ

歴史文化遺産の活用による地域文化再生までの流れは、活用の実践により地域の活性化を図り、地域の独自性が尊重されることで地域固有の文化の再生を目指すことである。

具体的な流れとして、以下のような段階的な展開が考えられる。

（STEP1）価値の発見

地域住民にとってあまりにも身近すぎてその価値を十分に認識できていない地域の歴史文化遺産について、地域住民自身がその価値を「再発見」「再認識」する。

（STEP2）価値の共有

「再発見」した地域の歴史文化遺産の価値を地域住民が「再認識」し、地域住民が地域文化の「価値を共有」することで、歴史文化遺産を地域の「公の財産」として認知する。

（STEP3）活用の計画

地域住民に「価値を共有」された歴史文化遺産について、地域にとっての現代的な存在意義や後世へ伝承するための意義を検討することで、歴史文化遺産の保全と活用を計画する。

（STEP4）活用の実践

計画した歴史文化遺産の活用を実践することで、地域の活性化を図り、地域文化の再生を実現する。

このような歴史文化遺産の活用の実践により地域文化を再生することは、地域の一体感を深め、地域の誇りを醸成するとともに、地域住民の歴史文化遺産に対する公的な意識を強めるものであり、新たな地域文化を創造する力の源となる。

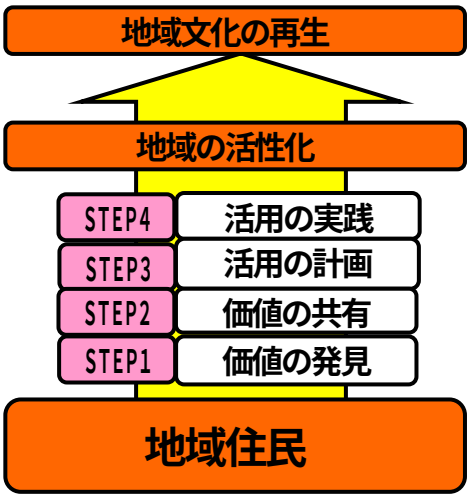

第８図　地域文化再生までの流れ

第２章　歴史文化遺産活用計画の策定手順の整理

2-1　歴史文化遺産活用計画の策定手順

歴史文化遺産活用計画は、本ガイドラインを参考に、各市町が歴史文化遺産の活用を図りながら、地域の伝統文化の特性を活かした「地域づくり」や「ひとづくり」を具体的に推進していくための計画である。

活用計画は、市町毎の様々な地域の特性や実状にあわせた内容となることから、各市町共通の項目と手順を設定することで、歴史文化遺産の活用について共通の認識を持つとともに、将来的に近接市町が事業を連携することを可能とするものである。

また、活用計画は、将来の社会・経済情勢の変化等へ柔軟に対応し、地域の歴史文化遺産を有効に活用するために、本ガイドラインの基本的な考え方に基づき、その内容を適宜見直し、より望ましい姿へと進化させていく必要がある。

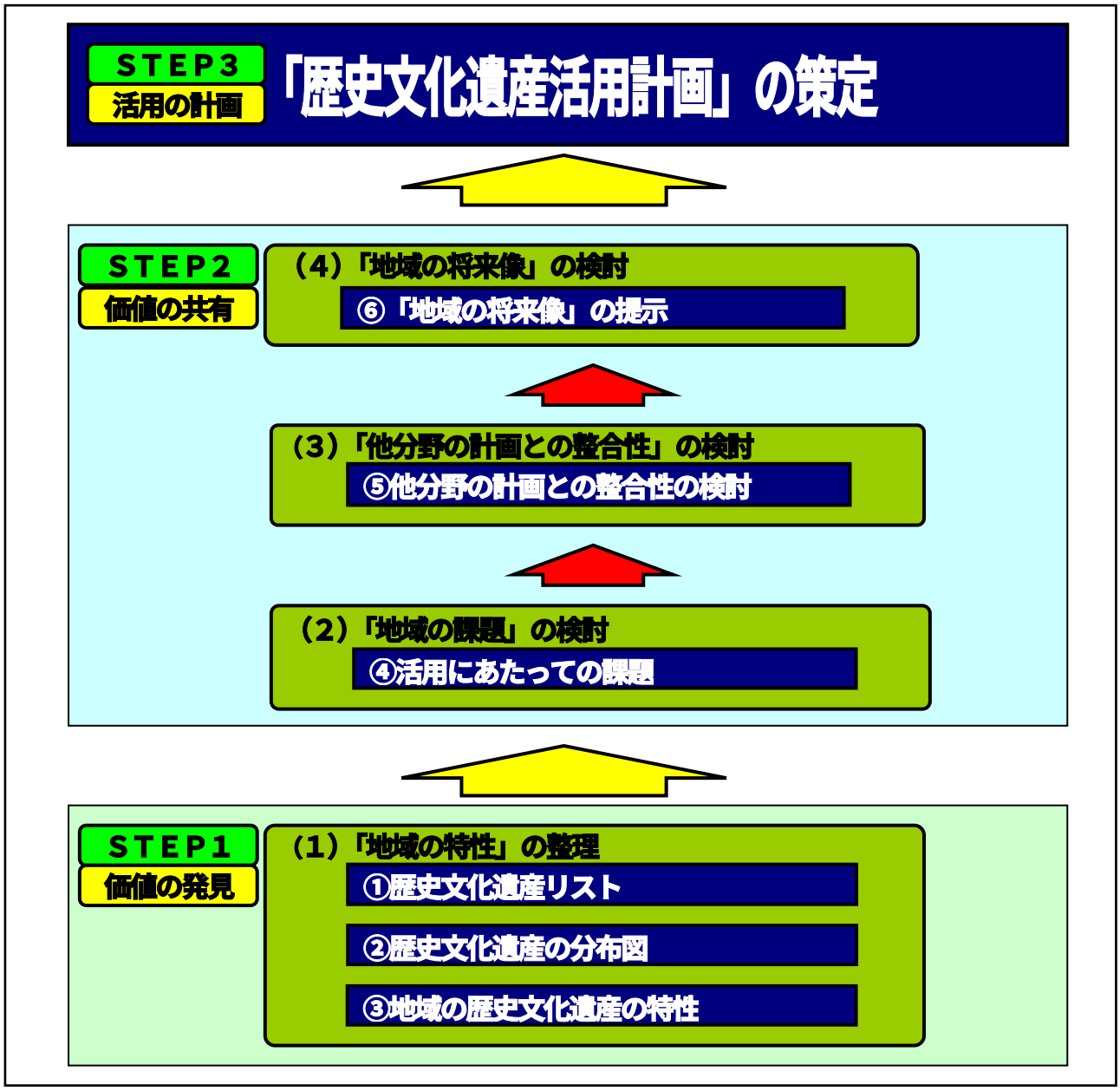

第９図　歴史文化遺産活用計画策定の手順

（1）「地域の特性」の整理

歴史文化遺産の活用にあたって、地域住民の参画のもと歴史文化遺産を掘り起こすことでその価値を「再発見」「再認識」し、分布図を作成して空間的な広がりや「関連性」「連続性」を理解し、歴史文化遺産を「総体」として認識することで、当該地域の特性を整理し把握することが可能となる。

①歴史文化遺産リストの作成

地域住民の参画のもと、地域のリーダーやＮＰＯ等と協力して地域の歴史文化遺産を「再発見」「再認識」し、歴史文化遺産リストを作成する。

リストに必要な項目は、歴史文化遺産の「名称」「種類」「時代」「所在地」「概要」の５項目である。

「名称」は、地域に慣れ親しまれている歴史文化遺産の「愛称」であってもよい。「種類」は、歴史文化遺産を「総体」として認識し、「建造物・無形民俗文化財」などに複数の性格を付与してもよい。なお、「概要」には、既存の文化財データとの整合を図るため、既存の指定名称などを記述する必要がある。

番	名称	種類	時代	所在地			概要
1	甲賀家住宅	建造物	江戸時代後期	○○市甲賀	[illegible]	[illegible]	
2	甲賀の町並み	町並み	明治時代	○○市甲賀	[illegible]	[illegible]	市指定景観形成地区
3	[illegible]	美術工芸品	平安時代	○○市坂本	[illegible]	[illegible]	県指定文化財
4	太刀 [illegible]	美術工芸品	鎌倉時代	○○市[illegible]	[illegible]	[illegible]	重要文化財
5	坂本農村歌舞伎舞台	有形民俗文化財	江戸時代後期	○○市坂本	[illegible]	[illegible]	
6	坂本万歳	無形民俗文化財		○○市坂本	[illegible]	[illegible]	
7	坂本神社の春祭	建造物・無形民俗文化財	室町時代	○○市坂本	[illegible]	[illegible]	本殿は県指定文化財
8	山本神社の大ケヤキ	天然記念物		○○市山本	[illegible]	[illegible]	市指定文化財
9	山本神社裏山古墳	史跡	古墳時代後期	○○市山本	[illegible]	[illegible]	
10	山本の棚田	景観		○○市山本	[illegible]	[illegible]	
11	平田遺跡	遺跡	弥生時代	○○市平田	[illegible]	[illegible]	
12	平田貝塚	遺跡	縄文時代	○○市平田	[illegible]	[illegible]	

第１０図　歴史文化遺産リスト（イメージ）

また、上記５項目の情報があればデータベース化が可能となり、更に「所在地」に座標データを加えると、地理情報システム（GIS）の構築が容易となる。

コラム６　　歴史文化遺産の収集の事例（１）

－小野市立好古館の取り組み－

小野市立好古館では、地域そのものをテーマに地域住民と一緒になって企画展を作りあげている。

その内容は、地域の子どもたちが、地域の由来、伝承、年中行事、神社、石碑などの歴史文化遺産をグループで両親、祖父母、地域の高齢者から聞き取りを行い、調査成果を市立好古館で公表するものである。

その結果、子どもたちは祖父母の世代から自分達の地域の成り立ちを学び、協力した高齢者は自身の知識を伝承するなど世代間交流を図ることとなり、住民が地域に対する愛着を深めるきっかけとなっている。

コラム７　　歴史文化遺産の収集の事例（２）

－香住町（現香美町）の悉皆調査－

香住町（現香美町）では、町内に伝承される歴史文化遺産を自治会と一緒になって悉皆調査を行った。

その内容は、公民館から町内の各自治会長へ自治会内に伝承される社寺、石碑、祭礼など歴史文化遺産の所在場所などの情報収集を依頼し、公民館で情報を取りまとめ地図化し、冊子を刊行した。

合併で地域が再編成されることを契機に悉皆調査を行い、住民が自分たちの地域を改めて見直すきっかけとなった。

コラム８　　兵庫県内文化財データベースの活用

－兵庫県内文化財データベース－

兵庫県教育委員会と大手前大学史学研究所は、兵庫県所在文化財の研究と公開に関する協定を結び、共同で兵庫県内の指定文化財（約3,000件）と埋蔵文化財包蔵地（約25,000件）の基本情報のデータベース化を行った（平成18年度完成）。

基礎情報の「名称」「種類」「時代」「所在地」「概要」の５項目に加え、「所有者」や「画像」などの情報もあり、歴史文化遺産リスト作成の際の基礎資料として活用することができる。

兵庫県文化財データベース検索結果画面

第１１図　歴史文化遺産の分布図（イメージ）

②歴史文化遺産の分布図の作成

リスト化した歴史文化遺産を、管内の地図に所在位置を図化して歴史文化遺産の分布図を作成する。

歴史文化遺産分布図を作成することで、歴史文化遺産の空間的な広がりやそれらの「関係性」「連続性」を視覚的に理解することが可能となる。

この際、前述の歴史文化遺産「所在地」の経緯の座標データを盛り込んだ地理情報システムを構築することができれば、容易に他の開発計画等と比較することができる。

コラム９　　座標データの収集

国土地理院ホームページの地図閲覧サービス（試験公開）では、カラーの２万５千分の１の地図情報が閲覧でき、対象となる地点を画面上で左クリックすると、世界測地系に基づく経緯の座標データが表示され、簡単に所在場所の座標データを入力することができる。（http://watchizu.gsi.go.jp/）

③地域の歴史文化遺産の特性の分析

作成した分布図をもとに、一群の歴史文化遺産を相互の関連性や連続性を持つ「総体」として認識することで、ある主題の下に歴史文化遺産の構成物件を組み立てるなど当該地域の特性を整理し、把握する。

なお、分析にあたっては、大学や博物館など専門機関や専門知識を持った人材の分析や評価などの協力を得ることも必要である。

コラム１０　歴史文化遺産の分布図の事例
－姫路市夢プランの地域資源マップ－

姫路市夢プランでは、市内の中学校区（35 校区）単位で、地域住民で構成する策定委員会が、地域資源の抽出とこれらを活かした地域のまちづくりについて取りまとめを行っている。その成果は、各校区の地域夢プランと地域資源マップとして、ＨＰで発信している。(http://www.city.himeji.hyogo.jp/seisaku/yumeplan/gislink/index.html)

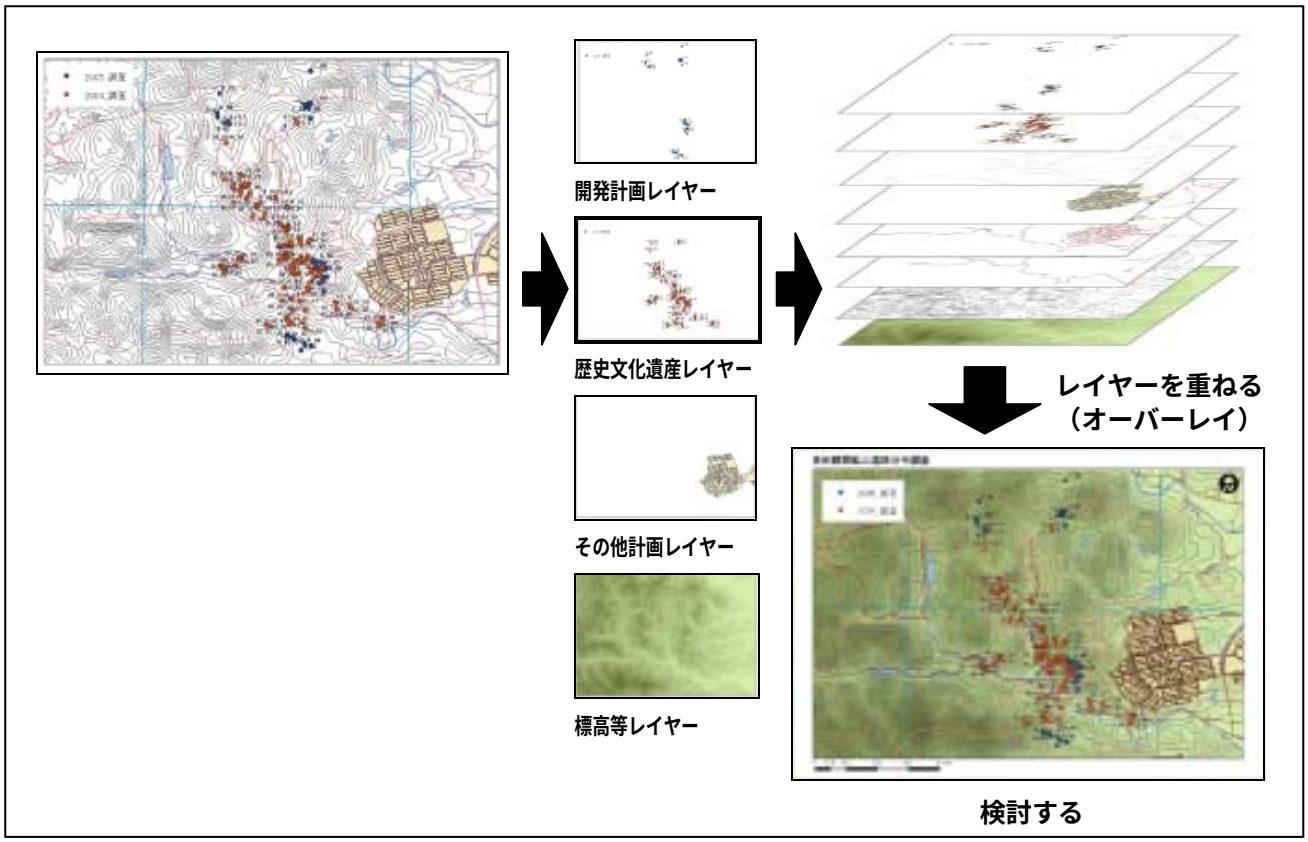

第１２図　他分野の計画と歴史文化遺産の分布図の重ね合わせ（イメージ）

（2）「地域の課題」の検討

前項（1）により把握した地域の歴史文化遺産の特性を踏まえ、地域の歴史文化遺産の活用にあたっての課題を整理し、検討する。

④活用にあたっての課題の検討

歴史文化遺産の分布や特性の分析を踏まえ、歴史文化遺産の現状や活用にあたって障害となっている事項について整理し、検討する。

検討にあたり、課題を具体的に抽出する方法として、例えば、歴史文化遺産の特性に基づき「学術的な評価」と「住民の視点からの評価」を指標とするマトリックスによる総合評価などの方法もある。

評価することで、歴史文化遺産の活用にあたっての「優先順位」や「緊急度」などを客観的に整理することができる。

（3）「他分野の計画との整合性」の検討

前項（1）で作成した「歴史文化遺産の分布図」と都市計画図等の他分野の整備計画と重ね合せて、関連する計画との整合性を検討する。

⑤他分野の計画との整合性の検討

「歴史文化遺産の分布図」と都市計画図等の他分野の整備計画と重ね合せ（オーバーレイ）、都市マスタープランや農村整備計画、環境基本計画など関連する計画と歴史文化遺産の活用の整合性について視覚的に検討する。

例えば、埋蔵文化財分野では、開発計画の段階で「遺跡分布地図」により開発計画区域内の埋蔵文化財包蔵地の有無等を視覚的に確認し、開発計画から埋蔵文化財を保護する仕組みが整備されている。

歴史文化遺産についても、保護だけでなく活用の観点から、関連する計画に歴史文化遺産を取り込むことで地域の個性を明示するような開発計画の可能性等を検討する。

（4）「地域の将来像」の検討

前項（1）～（3）で整理・検討した内容を十分踏まえた上、地域の将来像を検討し、提示する。

⑥「地域の将来像」の提示

歴史文化遺産を活用した「地域の将来像」とは、各市町の総合計画等の新たなまちづくりを進めていく上で重要な道しるべとなるものである。

例えば、まちづくり計画おいて、新たな開発計画に歴史文化遺産の保全と継承の視点を盛り込んで整備することで、魅力的な地域の個性を明示する、あるいは新たな地域文化を創出する可能性などを提示する。

また、各市町の歴史文化遺産を活用した「地域の将来像」を提示することで、県内10地域の兵庫県の「地域ビジョン」にも地域の個性の明示や地域文化の創出といった提案が可能となる。

コラム１１　地域の将来像
－２１世紀兵庫長期ビジョン－

兵庫県は、平成12年度に、県民主役・地域主導のもと、21世紀初頭の兵庫県の目指すべき社会像とその実現方向を明らかにした「２１世紀兵庫長期ビジョン－美しい兵庫２１－」を策定した。

その構成は「地域ビジョン」と「全県ビジョン」からなり、「地域ビジョン」は歴史、風土、文化などを共有する県内10地域ごとの地域住民による地域の将来像の提示とその実現に向けて取り組む指針、「全県ビジョン」は「地域ビジョン」の実現の支援と全県的な視点での将来像の提示とその実現に向けて取り組む指針である。

さらに、ビジョンの実現に向け、５ヶ年更新の「地域ビジョン推進プログラム」と「全県ビジョン推進方策」により重点的課題と取り組み方向を示している。

コラム１２　マトリックスによる評価

マトリックスによる評価は、歴史文化遺産の活用にあたり、「優先順位」や「緊急度」を示す客観的な指標として有効である。

例えば、活用にあたっての課題を検討する際、歴史文化遺産の特性に基づいて、評価因子を「学術的な評価」と「住民の視点からの評価」のそれぞれに設定し、両指標毎の評点を両軸とするマトリックスを作成して総合評価を行うことで課題を抽出することができる。

また、他分野との整合性を検討する際、「観光客からの評価」「開発部局からの評価」などを評価因子として分析することも考えられる。

他に、AからCの歴史文化遺産を核にDからＩのものを巻き込んで活用するといった戦略を整理する上でもマトリックスの評価は有効である。

分類		評価因子	評価内容	評価基準
学術的な評価	①	歴史的来歴の明確さ	歴史的な由緒や由来がわかる。	明確：１点 不明確：０点
	②	地域的特色を示す	地域文化の特徴や特色がわかる。	示す：１点 示さず：０点
	③	保存状況	後世に改修などで大きく変容していない。	良好：１点 不良：０点
住民の視点からの評価	④	住民の認知	地域の住民に公に存在が認知されている。	認知：１点 非認知：０点
	⑤	住民の活用	地域の住民に公に活用されている。	活用：１点 無活用：０点
	⑥	地域での評価	地域の住民に愛着を持たれている。	あり：１点 なし：０点

評価因子と評価基準（イメージ）

	住民の視点からの評価		
学術的な評価	3点	2～1点	0点
3点	A	C	E
2～1点	B	F	H
0点	D	G	I

歴史文化遺産のマトリックス（イメージ）

分類	特　性
A	住民認知・学術的ともに重要度が高く、保存・活用の双方の積極的推進が求められる。
B	学術的な重要度は平均的であるが、住民認知の重要度が高く、積極的な活用の推進が求められる。
C	住民認知の重要度は平均的であるが、学術的な重要度が高く、住民認知を高める方策が必要である。
D	住民認知の重要度は高いが、学術的な重要度は低く、創意工夫による活用の推進が求められる。
E	学術的な重要度は高いが、住民認知の重要度が低く、積極的に住民認知を高める方策が必要である。
F	住民認知・学術的ともに重要度は平均的であり、住民認知を高める方策が必要である。
G	住民認知の重要度は平均的であるが、学術的な重要度が低く、創意工夫による活用が優先される。
H	学術的な重要度は平均的であるが、住民認知の重要度が低く、積極的に住民認知を高める方策が必要である。
I	住民認知・学術的ともに重要度は低く、保存・活用の取り組みの優先度は低い。

歴史文化遺産の分類と詳細（イメージ）

2-2 歴史文化遺産活用計画の策定にあたり配慮を要する事項

（1）活用にあたり配慮を要する事項

歴史文化遺産の活用にあたり、歴史文化遺産の有する「真実性」「時代性」「場所性」「公共性」といった特性を活かした活用ができるよう配慮する必要がある。

1）本物であることの感動を伝える

歴史文化遺産は、本物の持つ存在自体が感動を生み、本物であること、その「真実性」に価値がある。そこで、歴史文化遺産の活用については、安易な変容を認めることはできない。

例えば、有形の建造物や美術工芸品では「意匠」「材料」「工法」、無形の民俗文化財では「芸態」「用具」「伝承組織」が変容・欠落することは、歴史文化遺産が持つ「真実性」の価値の低下であり、活用と保全の両立を図る必要がある。

2）歴史の余韻を演出する

歴史文化遺産は、過去から現在に至る時代の流れの中で存続し続けたものであり、歴史文化遺産の持つ「時代性」が重要である。

例えば、史跡整備の場合、復原整備するケースが多いが、現在の景観を活用して地下に本物が眠っているというロマンを演出することも必要である。また、整備された史跡は過去の一時代を抽出したものであり、整備されなかった時代（他に利用されていた時代）についても歴史の流れを感じさせるなどの配慮が必要である。

コラム１３　本物の空間を活用する事例
－県内の子ども歌舞伎－

兵庫県内では、佐用町の「上三河の舞台」、養父市の「葛畑の舞台」、神戸市北区の「下谷上の舞台」「上谷上農村歌舞伎舞台」など国や県の指定有形民俗文化財が所在する地域を中心に、地元小学校の児童による子ども歌舞伎育成会などが結成され、地元に伝承された本物の農村歌舞伎舞台を活用して、子ども達が歌舞伎を実演するなど地域の活性化を図る取り組みが盛んである。

3）舞台の必要性

歴史文化遺産がその周りの環境とともに存在する、その「場所性」が重要である。

例えば、仏堂で歴史的・宗教的雰囲気で見る仏像と博物館で美術工芸品として見る仏像では、見る者に与える感動の量が違う。神社に奉納される祭礼としての無形民俗文化財とホールで民俗芸能として演じる無形民俗文化財も同じである。更に、建築当初からその場所に所在し、地域の歴史や景観と一体となった建造物と移築した建造物では、地域の住民が持つ愛着の度合いが違う。

また、地域から流出した歴史文化遺産を、本来伝承された場所で公開するような「里帰り」も必要である。

4）個人の財産から歴史文化遺産へ

地域の住民に愛される歴史文化遺産は、個人の所有物であってもそこに存在すること自体で、「公共性」を有する。

例えば、不動産である建造物や樹木は、地域のシンボルとして地域住民に認識されている場合が多い。また、阪神間では美術工芸品の収集家が、私立の美術館や博物館を建設して、個人コレクションを「公の財産」として公開している。

個人の財産権を尊重しつつ、個人の財産を「公の財産」である歴史文化遺産として活用する方策を検討する必要がある。

コラム１４　個人の財産を公開する事例
－阪神間の私立美術館・博物館群－

阪神間には、美術工芸品の収集家が、個人コレクションを公開するために建設した「香雪美術館」「白鶴美術館」「黒川古文化研究所」「辰馬考古資料館」などの私立の美術館や博物館、あるいは企業が社会貢献の一環として建設した「竹中大工道具館」「美味伝承甲南漬資料館」「尼崎信用金庫世界の貯金箱博物館」などの企業博物館がある。

阪神間のこのような一群の施設は、全国でも有数の私立美術館・博物館群を形成しており、当該地域の特徴となっている。

（2）活用計画の策定にあたり配慮を要する事項

歴史文化遺産活用計画の策定にあたり、地域に「共有される記憶」や伝承される無形の「口頭伝承」、あるいは活用の主体となる「地域住民からの視点」や「活動組織」などについて配慮し、歴史文化遺産を「総体」として認識することが必要である。

1）地域に共有される記憶

地域には、地域固有の歴史的、社会的な背景があり、また地域住民にのみ「共有される記憶」があることから、そうした記憶についても配慮する必要がある。

例えば、地域住民において特別な出来事やその記念碑なども、地域の紐帯となる歴史文化遺産としての側面を持つ。

2）地域に伝わる口頭伝承

水田に残された塚や路傍の石仏など地域で現在まで伝承されてきた歴史文化遺産には、それにまつわる様々な伝説など「口頭伝承」を持つものも多い。例えば、「祟り」に関する伝説は、大切なものを保存するため禁足地にする役割を果たしているなど、伝説を媒介として地域の住民が歴史文化遺産の価値を共有している場合があり、地域に伝わる無形の「口頭伝承」を確実に次世代に繋げる仕組みが必要である。

また、地域ゆかりの先人の事跡などについても、同様に次世代に繋げる仕組みが必要である。

3）地域住民からの視点

歴史文化遺産の活用にあたり、活用の主体となる「地域住民からの視点」が不可欠で、地域の将来は地域住民の考えがあってはじめて未来に繋がっていく。

例えば、現在も現役で日常生活に使っている近代化遺産や、地域住民の記憶にある近代遺跡については、生活者の地域住民にとって「古き良き思い出」「好ましくない記憶」といった両側面があり、配慮を要する。

4）活動組織のネットワーク化

既に歴史文化遺産を活用して地域づくりを実践している「活用組織」があるが、役割や目的が重複しているものや個別的な活動に留まっているものもある。そこで、これらの活動を整理し、地域として方向性を示し、地域の統括的なネットワークを構築することが、少子高齢化・人口減少社会に対応するため必要である。

5）総体として認識

歴史文化遺産を関連性や連続性を持つ「総体」として認識する際、旧街道や船運などの「歴史の道」は、個別・単体の歴史文化遺産の構成物件をネットワーク化し、面的な活用を図るにあたり、連結する媒体として有効である。

また、歴史文化遺産の特性や時代性などテーマ別の道を設定することもネットワーク化する際に有効である。

コラム１５　活用組織のネットワーク化の事例
－ひょうご歴史文化フォーラム－

兵庫県立歴史博物館では、「交流博物館」をコンセプトにリニューアルするにあたり、県内各地域で郷土の歴史を研究するグループや研究者が交流することで、「ふるさと兵庫」の多様で個性的な歴史情報を「共有」し、「再発見」の場となる「ひょうご歴史文化フォーラム」を設立した。

県内各地域で個別に活動したグループなどが交流することで、地域に蓄積された情報を発信することにより、更なる活動グループの活性化の実現を目指す。

コラム１６　総体として認識する事例
－近畿２府７県共同制作ＨＰ「道と文化財」－

近畿２府７県からなる近畿ブロック知事会広域政策課題（文化）研究会では、「道と文化財」をキーワードに各文化財担当部局が蓄積する文化財情報をホームページで発信している。特徴的な点は、近畿２府７県の個別の文化財をデータベース化するにあたり、「信仰の道」「芸能・行事の道」などのテーマを設定し、横断的にネットワーク化しており、面的な活用を図っている。
(http://www.kippo.or.jp/bunkazai/index.html)

2-3 歴史文化遺産を活用した方策に関する事例

（1）具体的事例１「コウノトリ自然博物館構想」

[活動内容]

「コウノトリが住める環境は、人間社会にとっても真に豊かな環境である」との認識のもとに、昭和 46 年に野外から姿を消したコウノトリを、かつての生息地である豊岡盆地に、野生復帰させる取り組みを行っている。

現在、自然放鳥を契機に高まった関心を次のアクションにつなげ、コウノトリをシンボルとした地域の将来像を考え、21 世紀を先導するような、環境優先型の持続可能な地域づくりを目指した「コウノトリ自然博物館構想」を推進している。

[活動経過]

昭和 46 年に、日本の野生コウノトリは、兵庫県の豊岡盆地を最後に姿を消した。最後の生息地であった豊岡では、昭和 30 年から、地域が一丸となってコウノトリの保護活動を進め、昭和 40 年からはコウノトリの人工飼育を開始し、25 年目の平成元年にようやく人工繁殖に成功した。それ以降、コウノトリの保護増殖の試みが軌道に乗り始めた。

平成 11 年度に、兵庫県が「県立コウノトリの郷公園」、平成 12 年度に豊岡市が「市立コウノトリ文化館」を開設して拠点施設を整備した。

平成 14 年度に、兵庫県は「コウノトリ野生復帰推進計画」「コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画」を策定。平成 15 年度には、「コウノトリ野生復帰推進計画」を策定し、地域住民、様々な団体、行政が一体となった「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」も発足し、地域をあげて「人とコウノトリが共生する地域づくり」を進めている。

平成 17 年９月には、待望のコウノトリの自然放鳥を実施。豊岡盆地を中心に、今もコウノトリが上空を飛かっている。

[ポイント]

「環境優先型の地域づくり」「ネットワーク」「コーディネート機能」「マネージメント機能」「コウノトリツーリズム」「農業・農村を変える」「環境教育」

第１３図　コウノトリ野生復帰推進計画の構成

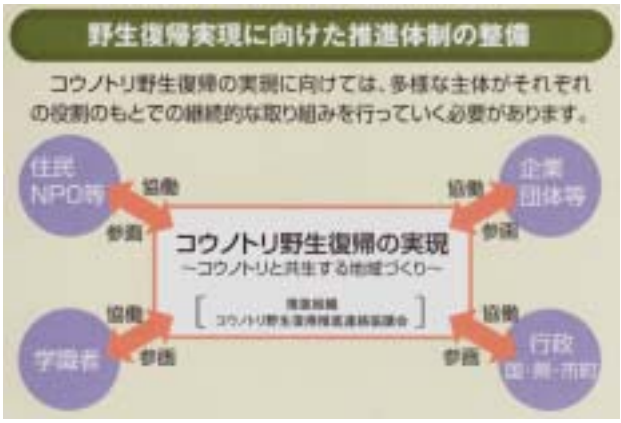

第１４図　野生復帰実現に向けた推進体制の整備

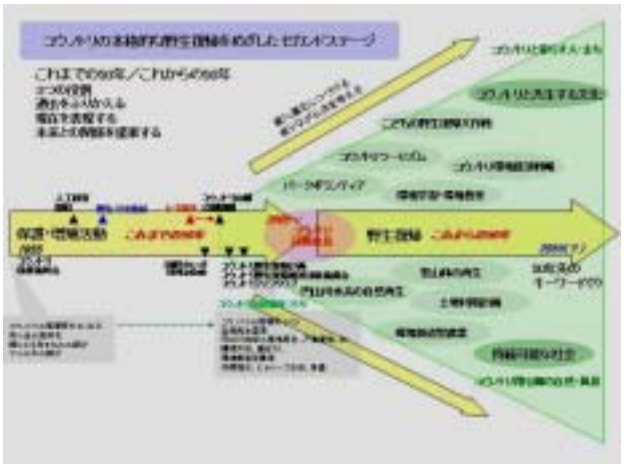

第１５図　本格的な野生復帰をめざしたセカンドステージ

第１６図　コウノトリ野生復帰実現のための環境整備の推進

（2）具体的事例2「北はりま田園空間博物館」

[事業概要]

北播磨地域の西脇市（旧西脇市、旧黒田庄町）、多可町（旧中町、旧加美町、旧八千代町）では、豊かな自然や歴史文化、さらには伝統産業のほか、住民の生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源を博物館のサテライト（展示物）として展示する「地域まるごと博物館」を展開している。

この博物館は、地域づくり活動の展開を図る取組でもあり、１市１町の住民組織の NPO 法人「北はりま田園空間博物館」が運営しており、現在約 200 のサテライトが登録されている。

[基本理念]

①みんなでつくる博物館
②人、もの、くらし、地域の資源が躍動する博物館
③サテライトがそれぞれの個性を発揮できる博物館
④地域内外の人々が尊重しあい、末永くおつきあいできる博物館
⑤歴史に学び新しい展開をめざす博物館

[活動内容]

博物館では、北播磨地域の自然景観、水路、建物等のほか、地域の産業や住民の生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源をサテライトとして募集・審査・認定を行っている。

サテライトは自らの発展と成長を目的に、自ら活動し、情報を発信している。博物館は、認定したサテライトを支援するとともに、地域の情報を収集し、ホームページやガイドブック・ガイドマップを作成して、情報発信を行っている。

更に、博物館では、地域の魅力をわかりやすく伝える「北はりま魅力探訪紀行」を発行するとともに、案内人養成講座を開催し、養成講座を修了した「田園空間博物館登録案内人」の参加によるガイドの企画・運営が行われている。

[活動経過]

平成 10 年度の農林水産省の補助事業の田園空間整備事業を契機に、平成 11 年度に都市と農山村との交流や豊かな地域づくりを目標とする「北はりまハイランド構想」の実現を検討する「北はりま田園空間博物館

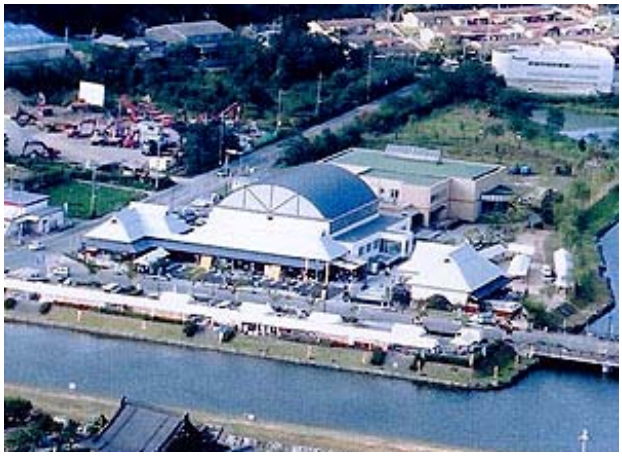

第１７図　北はりま田園空間博物館総合案内所

第１８図　北はりま田園空間博物館組織図

第１９図　北はりま田園空間博物館の活動

研究会」を設立。フォーラムや座談会等を開催し、地域住民の周知と参画を得、平成 14 年度に NPO 法人「北はりま田園空間博物館」を設立。

[ポイント]

「地域資源の掘り起しと登録」「広域的な連携事業」「NPO 法人運営」「兵庫県初のエコミュージアム」「サテライトが自らのために活動・発信」

第２０図　ＨＰによるサテライトの紹介

第２１図　北はりま田園空間博物館のサテライト

（3）具体的事例3「旧来住家住宅を活かしたまちづくり活動」

[活動概要]

西脇市に所在する旧来住家住宅は、大正７年に建てられた、当時の最高級の用材と最高の技術を用いた住居で、周辺の歴史的景観にとっても重要な建造物。

建物の公有化を契機に、平成 15 年度から商工会議所が母体の西脇ＴＭＯが管理委託を受け、ボランティアスタッフが管理運営している。地域住民が文化財に親しみながら交流を深める、まちづくりの拠点施設として活用されている。

第２２図　旧来住家住宅

[活動内容]

ボランティアスタッフによる建物の案内やホンモノの雰囲気を活かした「寄席」「句会」「お茶」「展覧会」等各種講座や会合を行う貸し部屋を行っている。

また、ＰＴＡや地域住民ボランティアなどの企画による、市内の児童が地域の誇る文化財の落ち着いた雰囲気の中で、「書き初め大会」「お茶会」「もちつき会」などの伝統行事に親しむための事業を実施している。

更に、敷地内併設の洋館では、日替わりシェフ方式のレストランと地場産業の播州織製品をＰＲする情報発信拠点の「西脇情報未来館 21」を設置し、外部との交流を図っている。

第２３図　展覧会

[活動経過]

平成 13 年度に旧来住家住宅の建物の寄付を西脇市が受け、同年度に国登録文化財に登録後、平成 14 年度に部分修理を実施し、平成 15 年度から一般公開している。

市の中心市街地活性化基本計画で、先駆事業として位置づけられ、活性化事業の第１号となる。

第２４図　児童のお茶会

[ポイント]

「ＴＭＯによる管理運営」「まちづくり拠点施設」「ホンモノの良さを使う」「児童にホンモノを体験させる」

第２５図　地域住民のグループ利用

（4）具体的事例４「「八朔の雛祭り」を活用した地域おこし」

[活動概要]

たつの市御津町室津では、戦時中から長らく途絶えていた「八朔の雛祭り」を復興させ、地域の活性化を図っている。

言い伝えによると、戦国時代に桃節句の婚礼の酒宴の際非業の死を遂げた花嫁の鎮魂のために、３月ではなく８月１日（八朔の日）に雛祭りを行うようになった。

現在、お盆を過ぎてから約 10 日間、古い町並みの残る室津港町内では、「八朔の雛祭り」に参加する家の玄関には手製の「ぼんぼり」を目印として吊るし、屋内を開放して先祖から受け継いできた雛祭りや着物等を展示し、訪れた人と交流を広げている。

雛人形には鯛、果物、野菜等の形にかたどった米の粉で作った「シンコザイク」というお供えをする。

第２６図　雛人形

[活動内容]

「八朔の雛祭り」に参加する各家では、「うちわ作り」「甘茶のふるまい」「絵手紙」「人形展」「ブローチ作り」等、訪問者が気楽に参加できるメニューを用意し、地域内外との交流を深めている。

第２７図　大人のぬり絵

[活動経過]

戦時中に食糧難から供物である「シンコザイク」ができなくなったことにより、「八朔の雛祭り」は途絶えていたが、平成 14 年に地域を取り上げる番組放送の際に再現したところ好評であった。平成 15 年には、地元の民俗資料館、郵便局、料亭等を中心に「八朔の雛祭り」を復活させたところ、マスコミにも取り上げられ、多数の観光客が訪れた。

以後、地元の「室津を活かす会」が各種イベントを企画することで、年々「八朔の雛祭り」に参加する家が増加し、現在では 30 数軒の参加があり、真夏の雛祭りの時期には、閑静な漁村は観光客やカメラマンで賑わう季節の風物詩となった。

第２８図　「シンコザイク」づくり

[ポイント]

「伝統行事の復活」「外部からのきっかけづくり」「地域内外との交流」「賛同者を増やす仕掛け」「観光客と地元住民の融合」「地元コミュニティーの再生」

（5）具体的事例5「史跡大中遺跡を活用したボランティア活動」

[活動概要]

播磨町に所在する史跡大中遺跡は、史跡公園「播磨大中古代の村」として整備され、学校教育・生涯学習における体験学習や地域交流の「大中遺跡まつり」会場など、多様な文化活動の拠点として利用されている。

史跡に隣接して「兵庫県立考古博物館(仮称)」が建設されることを契機に、県教育委員会では「生涯学習としての考古学」という新たな地平を開くため、埋蔵文化財分野のボランティアリーダーを養成する“考古楽者”養成セミナーを開催している。受講生は発掘調査の参加など年間 30 コマに及ぶ多様なプログラムを履修し、考古学の基礎的な知識や古代体験の技術を身につけた修了生たちは、博物館のボランティアとして活動するとともに、地域の文化財保護活用のボランティアリーダーとして活動を行うことが期待されている。

[活動内容]

セミナーを修了した考古楽者たちは、自主的に「考古楽倶楽部」を組織し、体験学習メニューの開発や勉強会を行うとともに、県教育委員会主催の事業に参画し、さらには近隣市町や学校主催の「土器づくり」「勾玉づくり」など体験学習事業に講師や支援ボランティアとして参画するなど積極的な活動を行っている。

また、史跡大中遺跡に隣接した播磨町郷土資料館で開催した考古博物館先行展において、来館者に対する展示解説や参加型展示のサポートなどを行うとともに、史跡公園を会場に行う古代体験交流会「大中遺跡メッセ」で古代体験の楽しさを人々に伝えたり、地域のイベントである「大中遺跡まつり」では他の市民グループと連携して体験学習メニューを出展するなど史跡を活用した活動を行っている。

[活動経過]

平成 14 年度から県教育委員会が“考古楽者”養成セミナーを開催し、平成 15 年度に修了生が「考古楽倶楽部」を結成し、ボランティア活動を行っている。

[ポイント]

「生涯学習としての考古学」「史跡を拠点にボランティア活動」「ボランティアリーダーの育成」

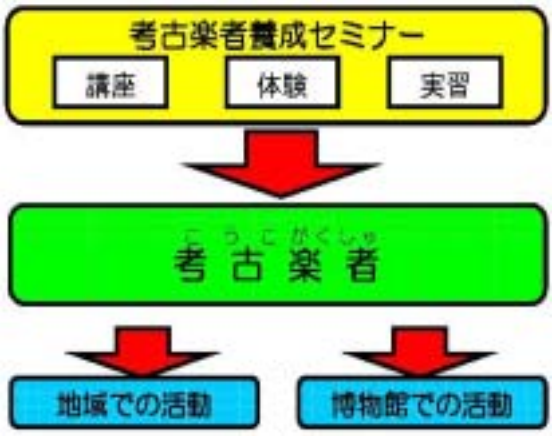

第２９図　考古楽者養成事業のコンセプト

第３０図　校外学習での古代生活体験

第３１図　体験学習での土器焼き

第３２図　ボランティアによる土器づくり指導

資料1　策定までの経過

（1）歴史文化遺産活用ガイドライン検討の経過

平成１８年　４月　　歴史文化遺産活用ガイドライン策定委員会設置

平成１８年　８月　４日　第１回　歴史文化遺産活用ガイドライン策定委員会
於：ひょうご女性交流館　３０１号室

平成１８年１０月３０日　第２回　歴史文化遺産活用ガイドライン策定委員会
於：県立神戸学習プラザ　第４講義室

平成１９年　１月２９日　第３回　歴史文化遺産活用ガイドライン策定委員会
於：県立神戸学習プラザ　第２講義室

平成１９年　３月　　「歴史文化遺産活用ガイドライン」策定

（2）歴史文化遺産活用ガイドライン策定委員会委員

氏　名	分　野	役　職　等	備　　考
端　　信行	博物館学	京都橘大学教授 兵庫県立歴史博物館長	座長 歴史文化遺産活用構想検討会座長
中瀬　　勲	景観	兵庫県立大学教授	兵庫県民生活審議会委員
増渕　　徹	文化財行政 史跡整備	京都橘大学教授	史跡大中遺跡整備委員
八木　雅夫	建造物 まちづくり	明石工業高等専門学校教授	歴史文化遺産活用構想検討会委員 兵庫県景観形成審議委員
百橋　明穂	美術工芸品	神戸大学教授	歴史文化遺産活用構想検討会委員 兵庫県文化財保護審議会委員
下村　俊子	地域活動	神戸風月堂代表取締役会長	兵庫県文化財保護審議会委員
中元　孝迪	マスコミ	姫路独協大学副学長	兵庫県文化財保護審議会委員

（3）歴史文化遺産活用ガイドライン策定ワーキンググループ

文　化　財　室　長　松下　信一

課長補佐兼文化財係長	村上　裕道	指導主事	塚本　師仁	主　　査	甲斐　昭光
		主　　査	服部　　寛		
審　査　指　導　係　長	深井明比古	主　　査	平田　博幸	主　　査	山本　　誠
考古博物館開設準備室長	井守　徳男	主　　査	山下　史朗	主　　査	多賀　茂治
埋蔵文化財調査事務所長	平岡　憲昭	調査専門員	小川　良太	主　　査	村上　賢治
		主　　査	菱田　淳子		
県立歴史博物館		主　　査	松井　良祐		

資料2　歴史文化遺産活用ガイドラインの構成

基本課題

（　社　会　現　象　）　少子高齢化・人口減少社会
（文化財を取り巻く状況）　地域の空洞化／基盤組織の維持困難／日常生活から文化財が乖離

第１章　考え方の整理

1-1 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、県内各地域の歴史文化遺産の活用を推進するため、市町が「歴史文化遺産活用計画」を策定する際に必要な、活用計画の考え方や策定手順を整理することによって、市町の活用計画策定の促進を図ることを目的とする。

1-2 「歴史文化遺産」の考え方

先人により育まれ現代まで伝えられてきた、知恵・経験・活動の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した新たな概念として、地域文化を構成する多様な価値観を持つ歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義する。

1-4 歴史文化遺産の活用による地域文化再生までの流れ

- STEP1：　価値の発見
- STEP2：　価値の共有
- STEP3　：活用の計画
- STEP4　：活用の実践

1-3 「歴史文化遺産の活用」の考え方

（１）活用の考え方

- 地域おこし　新たな産業を興して地域を活性化する
- まちづくり　まちづくりに活かして個性ある地域をつくる
- 学舎づくり　地域への愛着と誇りを育む
- ふるさと観づくり　ふるさとへの理想と理解と思いを深める

（２）活用の主体と役割

- **地域住民**　地域の歴史文化遺産の価値を正しく理解し、その伝承と活用の主体となる。
- **ＮＰＯ法人等**　地域住民、専門機関、行政の３者を繋ぐ支援組織としての役割を期待。
- **専門機関**　歴史文化遺産を「評価」することで、地域住民の歴史文化遺産に対する「再発見」のきっかけづくりを行う。
- **行政**　市町）地域を支える直接的な支援
  県）専門組織の育成と保存や活用手法の開発支援
  国）全国的な啓発、牽引的な施策展開
- **民間企業等**　地域を担う構成員として、地域の歴史文化遺産の活用や保全について積極的に係わることを期待。

（３）次世代へ繋ぐ活用の基本的な視点

歴史文化遺産の活用によって、歴史文化遺産が創られた歴史的背景を持つ地域文化に活力を注入することで、これを源とする新たな地域文化の創造を誘発し、地域に対して誇りと愛着に満ちた地域社会の再形成の実現を目指す。

第２章　手順の整理

2-1 歴史文化遺産活用計画の策定手順

STEP1：価値の発見

（１）「地域の特性」の整理
①歴史文化遺産リスト
②歴史文化遺産の分布図
③地域の歴史文化遺産の特性

STEP2：価値の共有

（２）「地域の課題」の検討
④活用にあたっての課題

（３）「他分野の計画との整合性」の検討
⑤他分野の計画との整合性の検討

（４）「地域の将来像」の検討
⑥「地域の将来像」の提示

STEP3：活用の計画

「歴史文化遺産活用計画」の策定

2-3 歴史文化遺産を活用した方策に関する事例

事例１「コウノトリ自然博物館構想」・事例２「北はりま田園空間博物館」・事例３「旧来住家住宅を活かしたまちづくり活動」・事例４「「八朔の雛祭り」を活用した地域おこし」・事例５「史跡大中遺跡を活用したボランティア活動」

2-2 歴史文化遺産活用計画の策定にあたり配慮を要する事項

（１）活用にあたり配慮を要する事項

１）本物であることの感動を伝える

歴史文化遺産は、本物の持つ存在自体が感動を生み、本物であること、「真実性」に価値があり、安易な変容を認めることはできない。

２）歴史の余韻を演出する

歴史文化遺産は、過去から現在に至る時代の流れの中で存続し続けたものであり、歴史文化遺産の持つ「時代性」が重要である。

３）舞台の必要性

歴史文化遺産がその周りの環境とともに存在する、その「場所性」が重要である。

４）個人の財産から歴史文化遺産へ

歴史文化遺産は個人所有であってもその存在は「公共性」を有し、個人の財産権を尊重しつつ、「公の財産」として活用する方策を検討する必要がある。

（２）活用計画の策定にあたり配慮を要する事項

１）地域に共有される記憶

地域固有の歴史的、社会的な背景や地域住民にのみ「共有される記憶」について配慮する必要がある。

２）地域に伝わる口頭伝承

地域に伝わる無形の「口頭伝承」を確実に次世代に繋げる仕組みが必要である。

３）地域住民からの視点

活用の主体となる「地域住民の視点」が不可欠である。

４）活用組織のネットワーク化

既存の歴史文化遺産を活用して地域づくりを実践している「活用組織」の活動の整理や、地域の統括的なネットワークを構築する必要がある。

５）総体として認識

歴史文化遺産を「総体」として認識する際、「歴史の道」は、個別・単体の歴史文化遺産の構成物件をネットワーク化するのに有効である。

地域文化の再生

歴史文化遺産の活用による地域文化再生までの流れ
歴史文化遺産の活用の実践により地域文化を再生することは、地域の一体感を深め、地域の誇りを醸成し、新たな文化を創造する力の源となる。

資料3　歴史文化遺産活用構想

歴史文化遺産活用構想
ーふるさと文化の創造的伝承ー

平成１５年３月
兵庫県教育委員会

Ⅰ　構想の背景

１　文化財の保護・活用の現状と課題

現在政治・経済のグローバル化の一方で、人々の精神的な拠り所として身近な地域文化への関心が高まってきている。この地域文化の象徴が地域に根ざした文化財であり、これを素材として地域への理解を深め、誇りと愛着を育む動きが活発化している。地域文化の再認識に伴い文化財をとりまく課題が浮き彫りになってきた。

兵庫県における文化財保護の現状は、埋蔵文化財の分野では専門職員が多く配置され、県下の遺跡地図を整備するなど、保護は比較的行き届いている。しかし開発事業に伴う緊急調査に追われ、蓄積した膨大な出土資料の活用は進んでいない。建造物の分野では、多くの見学者を呼ぶ城郭・古社寺を中心に保護・活用が行われているが、近代以降の建造物については登録文化財として保護が始まったばかりであるなど、その活用度には差がある。美術工芸品や民俗文化財・無形文化財の分野では、行政内に専門家が少ないため、活用が十分に進んでいない。史跡・名勝の分野でも建造物と同じく、一部有名なものに見学者が集中し、活用の進捗に差がある。天然記念物の分野では、人が自然にかかわること自体が保護に悪影響を与える場合もあり、活用には慎重である。

このような現状を踏まえ、時代の要請にあった文化財の活用を推進するためには、以下のような課題がある。

○文化財概念の広がりへの対応

限定された地域や集団のみに価値が認められているものや、存在自体が周知化されていないために価値が定まっていないものなど、未指定の文化財をどのように保護・活用していくか、また自然や景観など文化財をとりまく環境まで含めて、いかに保護・活用を図るか検討していく必要がある。

○文化財の保護・活用に携わる人材の育成

地域主導による保護・活用を実現する体制を整えるためには、地域において文化財の保護・活用に携わる人材を育成していく必要がある。

○文化財の保護・活用のための基盤整備

調査の充実と情報の整備・発信をおこない、地域に埋もれた文化財の掘り起こしと周知化を進めていく必要がある。

○文化財の保護と活用の両立

文化財を活用することによる変容をどのように調整し、保護との両立を図るのか、基本的な方針をまとめる必要がある。

○文化財保護部局以外の関係機関との連携

身近な文化財を色々な視点から利活用していくために、活用を主眼とした体制を整備する必要がある。

以上の課題を解決するためには、これまでの文化財の枠組みを根本的に見直し、地域住民主導による保護・活用を実現するための事業を、産官学民連携のもと実践できるあらたなシステムを創造しなければならない。

２　歴史文化遺産の定義

文化財保護法の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、伝統的建造物群のうち、「我が国にとって」「歴史上」「芸術上」「学術上」「鑑賞上」価値の高いものをいう。また埋蔵文化財及び文化財の保存技術も保護の対象となっている。兵庫県文化財保護条例に定める文化財の概念も文化財保護法に準じている。

しかし文化財保護法の度重なる改正が示すように、文化財の概念は人々の価値観の変化に伴い広がる傾向にある。ことに成熟社会においては地域形成の核となる持続可能な資源として「地域文化」が見直され、その具体的表象として、地域の個性を示す一群の歴史的・文化的・自然的遺産の価値が再認識されている。

地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産は、地域の人々の暮らしと深く係わってきたゆえに価値をもつものであり、相互の関係性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により醸し出される「魅力ある場の雰囲気」なども重要な価値になる性質を持っている。そしてこのような価値は、これまでの分野別・個別物件別の価値の上に成り立っている文化財の概念で規定することは難しい。

先人によって育まれ現代まで伝えられた、知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境を総体的に把握した新たな概念として、地域文化の構成要素として多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義する。

「歴史文化遺産」は地域文化の基底をなす風土を表現

するものとして、人々の精神的な拠り所となるものであるとともに、祖先の営みを今に伝えるものとして、人々が未来へ向かって歩みを踏み出す時の道しるべとなるものである。

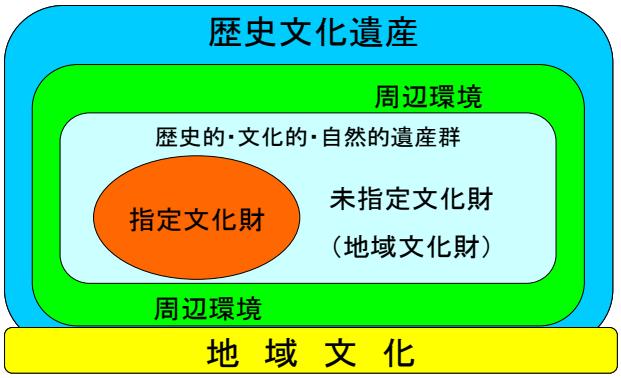

図１　歴史文化遺産の範囲

３　社会の変遷と歴史文化遺産

20 世紀における産業の急激な発展は社会に物質的な豊かさをもたらした反面、多くの歴史文化遺産を変容・消滅させてきた。その反省から特に重要な歴史文化遺産は指定文化財として厳重な保護措置が取られ、変容・消滅の危機から護られてきた。しかし一方でその規制の厳しさのために、地域の資源として歴史文化遺産が住民の生活に活かされることが少なくなり、本来理想とすべき「地域住民主導による継承」の実現に問題が生じている。

1990 年代以降、成熟社会の進展とともに、地域活性化の核として歴史文化遺産を活用して、あらたな創造的活動の源とすることが試みられている。また外部資本に依存した画一的な地域開発が限界に達している中で、地域で継承されてきた歴史文化遺産を地域の資源として観光等、地域の産業振興に役立てる試みも行われている。地域文化の象徴である歴史文化遺産を様々な方法で「まちづくり」「ひとづくり」に活用し、地域の誇りを醸成し地域の特色を増進させる時期が到来した。

これまで歴史文化遺産の活用と未来への継承について総合的な取り組みが不十分であったため、地域振興のための開発と歴史文化遺産の活用を良好な関係のもとに展開できていないのが現状である。今行政には、歴史文化遺産を本来的な価値を損なうことなく現代社会の中で活用して、価値の再生・あらたな価値の創造を行うことにより、これを未来へ引き継いでいく新機軸が求められている。

４　阪神・淡路大震災と歴史文化遺産

現代社会は、隣人意識の希薄化、中心性の喪失等の課題を抱えると言われているが、阪神・淡路大震災を契機として、兵庫県ではあらためて地域コミュニティの必要性が再認識された。その核として身近に存在する地域文化が見直され、象徴である歴史文化遺産の価値が再確認されている。しかし一方で震災は、多くの歴史文化遺産を亡失の淵に追い込み、指定制度に寄りかかってきた、これまでの文化財保護行政の問題点を顕在化させた。

震災時の歴史文化遺産の危機は、継承の担い手であるべき地域住民がそこに所在する歴史文化遺産について無関心な状況にあったことと、行政もまた歴史文化遺産を「未指定文化財」と呼び、保護の対象から外し、その情報を全く把握できていなかったことに起因する。

行政システムが正常に機能しない災害等の危機的状況下において、歴史文化遺産の保全は地域住民の手に委ねられるものであり、地域住民が日常どれほど親しみや愛着をもって接しているかがその成否の鍵となることを痛感させられた。

写真１　被災した酒蔵（神戸市）

５　歴史文化遺産活用構想の検討

こうした状況の中、平成 12 年 10 月 20 日、県文化財保護審議会より『次世代への継承と新しい文化の創造のために―21 世紀における兵庫県の文化財行政について―』が建議された。この中で歴史文化遺産を次世代に引き継いでいく視点を踏まえながら、親しみと愛着をもって積極的な活用を図る重要性と緊急性が説かれた。

この建議を受け県教育委員会では、建造物分野において（財）兵庫県都市整備公社ひょうごまちづくりセンターと連携して「ヘリテージ・マネージャー（歴史文化遺産活用推進員）制度」を創設し、また埋蔵文化財分野においては「県立考古博物館（仮称）」の整備を推進するなど、歴史文化遺産活用のための新たな取り組みを始めた。そして、平成 14 年２月の同審議会において、全分野の歴史文化遺産の活用を促進するためには新展開を示す指針が必要であるとの提言があった。

これをうけて県教育委員会では、県民主導で歴史文化遺産を活用することにより未来へ継承し地域文化を再生するために、歴史文化遺産の各分野の有識者からなる「歴史文化遺産活用構想検討会」を設け、歴史文化遺産活用構想の検討をおこなった。

Ⅱ　歴史文化遺産活用構想の理念と考え方

１　基本理念

『歴史文化遺産活用構想』は、歴史文化遺産を過去と未来の世代と共有しながら現代社会で生きたものとして活用しようとするものであり、活用によって歴史文化遺産を生み出した伝統的な地域文化に活力を注入し、これを源とする新たな地域文化を創造することにより、誇りと愛着に満ちた地域社会の再形成に寄与することを理念とする。

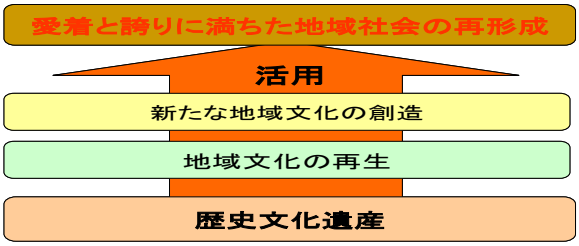

図２　歴史文化遺産活用構想の理念

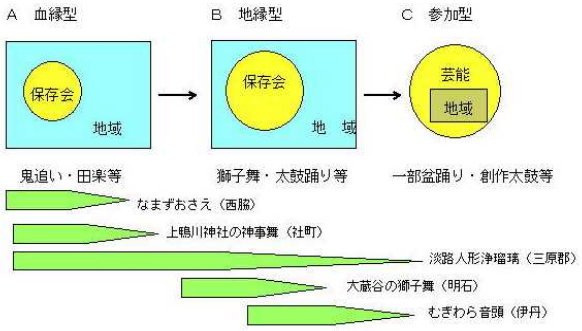

図３　民俗芸能等の伝承型の変化

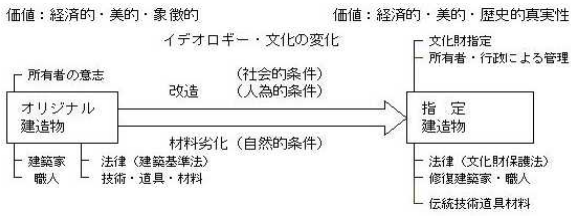

図４　歴史的建造物の発展過程

２　基本的な考え方

（１）歴史文化遺産の変容

現代まで継承されてきた歴史文化遺産は、我々の祖先が時代の要請に合わせて変容させながら伝えてきたものである。その変容は生活の必然や芸術的価値観の時代的変化と継承への努力との均衡を示すものである。

無形民俗文化財の場合、政治経済や社会情勢の激変による村落共同体の変容の中で、「芸態の保持」を最重要課題として、芸能の構成要素である「時」、「人（伝承母胎）」、「場」、「物（道具、衣装、台本等）」を絶えず調整しながら、継承への努力がなされている。

例えば中世起源の宮座の形態を残す上鴨川住吉神社（社町）の「神事舞」では、構成員の不足を補うために伝承組織の枠組みを緩和して、分家の長男にも講への参加を許している。同様に木津住吉神社（篠山市）の「田楽踊り」では、昭和 27 年に村全戸に宮頭を解放し、希望により長男の加入を認めるまでになっている。また淡路人形浄瑠璃（三原郡）のように、小中高校生への芸能教育、プロのための人形座設立など地域をあげて芸能を伝える事例も現れている。

有形文化財である建造物の場合でも、法律・技術・道具・材料の枠の中で建築家のアイデア・職人の技能を最大限に活かして建設した当初から、社会構造や文化の変遷を経て、経済的・美的・歴史的な価値が付加されることにより、姿や機能を変えながらも現在まで継承され文化財の指定に至った事例も多くある。

このように歴史文化遺産が継承されていくいためには、いつの時代においても生きたものとして社会的な機能を果たす必要があり、その過程での変容は必然的なものである。

（２）変容と価値の保全の調整

歴史文化遺産に現在的な存在価値を付与し、これを未来に伝えるためには、変容をどのように調整するのかが重要な課題である。制限の厳しい国宝・重要文化財の場合でも、現状を固定することは意図していない。しかし、一般的には「現状を凍結して保存する」ことが文化財の最適の保存方法と捉えられがちである。

歴史文化遺産の価値を過去と未来の世代と共有しながら、現在における存在意義を与え、我々が伝達者としての役割を担うには、絶えず時代の要請を把握しつつ歴史文化遺産を活用し、創造的行為に結びつける努力が必要である。また歴史文化遺産の変容を、地域住民の総意としてどのように調整し、意志決定をしていくかを考えることが重要である。

例えば、史跡の場合、指定時の現状把握及び価値評価を基に、その価値に応じて将来の管理・保護方法を決めている。専門家・住民及び行政関係者の参加の下、『保存管理計画』を策定し、続いて中長期の整備計画を示す『整備基本計画』を作成している。歴史文化遺産を活用するためにはこのような合議・意志決定システムの導入が緊要である。

歴史文化遺産を将来に継承していく原動力となるのは、現在生きる人々がその価値を享受することにより、さらに子孫に残したいと考える、継承への強い意識である。現在の人々が歴史文化遺産の価値を享受するためには、社会の中で活用することが必要であり、同時に価値の保全のためには活用による変容を調整する必要がある。『歴史文化遺産活用構想』は、地域住民主導によって歴史文化遺産を保護・活用することにより、地域の活性化と歴史文化遺産の未来への継承の両立を図るものである。

Ⅲ　歴史文化遺産活用の主体と対象分野

1　歴史文化遺産を活かした地域活動の実例

（1）「まちづくり」の実例

朝来郡生野町においては、地域活性化のために行政主導・住民参加による「まちづくり」が進められている。生野町は銀山のまちとして栄えたところであり、かつての繁栄をしのばせる歴史文化遺産が多く残存している。まちづくりは町を３地域に分け、各地域単位でそれぞれの個性を活かした地域づくりの方針を定めて進められており、最終的にはまちづくりへの住民参加をうたった「まちづくり基本条例」の制定につながった。また住民活動の母体である「生野塾」では、公園づくり・自然保護など様々な活動をおこない、地域活性化への多様な住民参加を可能にしている。

同町では特別天然記念物オオサンショウウオの生息環境を保全するために、先見的な試みとして人工巣穴を設置し、その効果を追跡調査するなど、「歴史文化遺産の未来への継承」を視野に入れたまちづくりがおこなわれている。歴史文化遺産の活用がまちづくり全体の方向性を定める要となっており、地域文化の象徴としての有用性が確認されている。

写真２　生野町の歴史文化遺産　トロッコ道

（2）公民館における活動

小野市では公民館を「地域振興の拠点」と位置付け、中央公民館において「地域づくり企画力セミナー」を開催している。この講座は地域活性化のリーダーとなる人材の育成を図るものであり、ここで育成された人材は、すでに市民代表として市政へ参加している。また「地域づくりのためにはまず地域を知らなければならない」との認識から、地域の立脚点を認知させる動機付として、歴史文化遺産の活用が講義に組まれている。

このように先進的な公民館では、趣味・教養の学習から「地域振興」を視野に入れた公的な活動に発展する学習へ重点を移しており、活動の拠点を中央公民館から地区公民館（コミニュティセンター）へと移行しつつある。

また同市の来住地区ではヒメタイコウチやカスミサンショウウオ、トンガリササノハガイなどの希少生物が生きる良好な環境を次世代に残したいという地域住民と行政の考えに、多くのボランティアの協力があって、ほ場整備に多自然型工事を取り入れ環境の保全を図っている事例もある。このような住民側からの動きをボランティアや公民館の活動がサポートすることにより、歴史文化遺産を活用した地域振興を実現することができる。

写真３　小野市・浄土寺浄土堂

（3）市町立郷土資料館における活動

播磨町郷土資料館では、播磨大中遺跡のガイダンス施設として、長年にわたり土器づくり等の古代技術体験学習を小学生を対象におこなっている。体験学習の実施には、高度に専門的な知識・技術の裏付けが必要であり、現在は県の埋蔵文化財調査事務所が講師の派遣等、全面的な支援をおこなっている。さらに資料館による学習活動から発展して、町をあげての「大中まつり」が開催され、地域活性化のイベントとして定着している。このように資料館における地道なひとづくりの活動が、地域振興のきっかけとなり、あらたな地域文化を生み出している。

（4）財産区における活動

神戸市東灘区の深江生活文化史料館は、深江地区の財産区によって設置運営されており、独自の活動を展開している。運営は民間のボランティアグループが携わっており、地域の歴史に関する自主的な調査・研究活動をおこなっている。

また地元自治会は、まちの歴史を調べ活性化を検討する「深交クラブ」を組織し、史料館のスタッフと連携して学習活動をおこなっている。このように、地域の由来を知り、地域の未来を考える拠点として、自治会レベルの活動がまちづくりの基礎となっている事例もある。

２　歴史文化遺産活用の主体

（１）「地域」の実体

歴史文化遺産の活用による「地域文化の再生・創造」を実践する現場は、歴史文化遺産が生み出され継承されてきた「地域」である。しかし「地域」には行政的・社会的・文化的な領域としての実体をもった様々な階層のものがあり、歴史文化遺産活用の現場となる「地域」は現在の行政単位に一致するとは限らない。

歴史文化遺産の多くは、旧の村落共同体の領域に由来するものであり、長期間領域を拡大することなく維持されてきたものである。市町村域は近年の合併の促進によってさらに広域化が進行しており、歴史文化遺産の領域と乖離しつつあることを認識する必要がある。

（２）文化単位としての「地域」

歴史文化遺産を継承してきた集団には、祭礼を担ってきた宮座などのように、最小一村落、わずか数十人規模のものから、近世城郭のように旧城下町、数万人規模のものまであるが、空間的な領域を持つ祭礼などでは、伝統的な地縁が継続している範囲、すなわち小学校区程度の範囲を領域としている例が多く見られる。日常的な接触がある生活共同体は人口約 5,000 人を限度とすると言われていることから、この小学校区程度の領域が、文化の基礎単位としての地域であると考えられる。

この領域は、現在でも「地区」「コミュニティー」と呼び習わされ、地域活動の基礎単位として認知されている。今後、行政効率の向上のために市町の合併が促進されれば、生活共同体の認識領域として人口約 5,000 人規模の「地域」が、より重要な意味を帯びてくることが予想される。

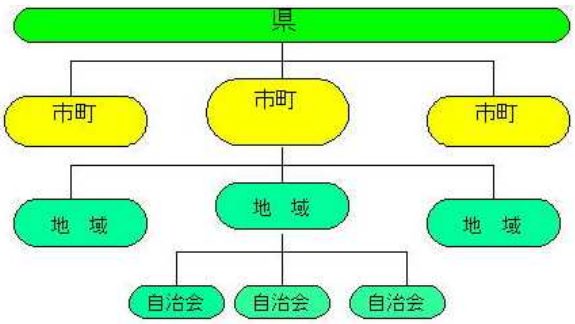

図５　歴史文化遺産活用を実践する「地域」のイメージ

（３）歴史文化遺産活用の基礎単位

歴史文化遺産活用の現場として想定されるのは、このような「地域」であり、活用の実践はこの地域に居住する住民が担い手となる。実例で見たように、生野町においては小学校区に相当する地区単位がまちづくりの基礎単位となっており、この規模は将来小野市における公民館活動の核となる「地区公民館」の単位とも一致する。

歴史文化遺産の保護活用を担う人材をこの地域単位で育成し、地域住民主導により地域の中で歴史文化遺産が保護・活用・継承されてゆく仕組みをつくることで、そこに暮らす人々が地域文化への誇りと愛着を深め、地域を活性化させるきっかけを作っていくことができる。

３　歴史文化遺産活用の４つの柱

歴史文化遺産活用の舞台となるのは、実例であげたように地域活性化を目指す全ての分野であるが、重要な分野として「地域おこし」「まちづくり」「学舎づくり」「ふるさと観づくり」が考えられる。

（１）地域おこし

「地域おこし」は観光開発や特産品開発など、商工観光部局や民間企業がおこなってきた新たな産業を創出して、地域の振興を図る分野である。歴史文化遺産は地域を個性付ける最大の要素となるため、産業振興の素材として極めて有効に活用できる。これまでも盛んに歴史文化遺産を利用してきた分野であるが、ともすれば変容を考慮しない消費型の利用により価値を損ないがちであった。これからは変容を考慮した循環・継承型の利用に転化して、歴史文化遺産の活用を促進する必要がある。

このためには歴史文化遺産への理解と誇り等、文化的な視点も明確にもった地域住民の主導によって商工観光による文化遺産の活用を実施してゆく体制を整えなければならない。

例えば但馬の小京都と呼ばれる出石町では、伝統的な家屋を活用した皿そば店約 50 軒が営業しているが、近年景観形成地区の指定を受け、さらに伝統的建造物群保存対策調査の実施をはじめとする、本物の歴史文化遺産の価値の保全と調和を図る取り組みを行っている。高砂市では古墳時代以来 1500 年の伝統をもつ竜山石を地域振興の核として、歴史的価値を評価することにより、地場産業として再生する取り組みが始まろうとしている。これらに見られるように、地域の経済活性化の資源として

写真４　出石町・古い建物を利用した店舗

伝統的な景観や産業を見なおす機運が高まりつつある。

このほか史跡・伝統的建造物群・特産農産物の総合的な活用を図る篠山市のように、歴史文化遺産を資源としたヘリテージ・ツーリズムの振興や、無形民俗文化財や演劇・芸能・音楽などの歴史文化遺産を活用した地域交流などによる新たな産業の育成などができる。

（２）まちづくり

「まちづくり」は都市計画や農山村整備計画などのハード整備を行う分野であり、これまでは歴史文化遺産との共存を模索しながらも、「開発事業」として文化財保護と対峙してきた分野である。この分野は地域社会の景観形成に根本的な影響を及ぼすものであり、この中にいかにして「歴史文化遺産の継承」の視点を盛り込むかが、歴史文化遺産の保全と活用の成否の鍵を握っている。

具体的な活用方法としては、歴史文化遺産を地域住民の精神的な拠り所として、象徴的にまちづくりに取り込むことによって、地域の個性を明示することが可能になり、地域住民にとって誇りの持てる、文化的で魅力ある快適な生活環境を創出することができる。既に伝統的建造物群保存地区や景観形成地区で実践されている歴史文化遺産群の保護活用と歴史を生かした活力ある町づくりを行おうとする都市計画との協同活動を、さらに他の分野の有形の歴史文化遺産にも拡大し、自然環境や歴史的環境が生きるような都市計画の策定を支援することが必要となる。

また「北はりま田園空間博物館」（多可郡・西脇市）で実践されているように、古樹・巨木・里山・溜め池・棚田・自然河川・民家など様々な歴史文化遺産を体験や憩いの場として活用することにより、地域住民がふるさとを実感し、心のやすらぎを得る伝統的景観の継承を図ることができる。歴史文化遺産への配慮を加えた農地整備計画や農山村振興計画の策定を支援する必要がある。さらに天然記念物である北淡町野島断層のように、展示施設やセミナー室を整備して、地震痕跡・洪水痕跡などの災害痕跡から得ることのできる情報を提供することにより、安全安心なまちづくりに活用することもできる。

写真５　加美町・岩座神の棚田

（３）学舎づくり

歴史文化遺産は地域のおいたちを現在まで伝えることから、歴史を実感する素材として、また伝統文化を体験する素材として、自然環境を考える素材として、学校教育における広範な地域学習に利用することが可能である。

「総合的な学習の時間」の導入や「完全学校週５日制」の実施など、教育改革が進む中で地域学習の重要性は増しており、地域住民自らの発想と実践によって、まち全体を「学舎」とし、地域の教育力を活性化し、子どもたちの体験学習を総合的に推進することが求められている。その素材として歴史文化遺産が果たせる役割は益々大きくなってきている。

「トライやる・ウィーク」等での実践例が示すように、美術工芸品や民俗文化財などの有形の歴史文化遺産は、見て・触れて・感じることのできる歴史学習の本物の素材であり、学校での社会科教育の内容をより豊かにすることができる。また、淡路人形浄瑠璃の保存伝承教育のように、伝統技能・伝統芸能などの無形の歴史文化遺産の体験は、子供たちの郷土意識を育むことができる。

歴史文化遺産の専門家と教員が共同で地域の伝説や伝統文化、身近な自然を活用した「子どもふるさと学」や「子どもふるさと体験」などの学習プログラムを開発する必要がある。また県内の中高等学校の教員が地域文化学習のリーダーとして活躍できれば、大きなマンパワーとできる。

写真６　小学生による発掘体験

（４）ふるさと観づくり

現在生涯学習に対して、高齢社会の進行による老後の生きがい、ライフスタイルの変化による仕事以外の社会活動の場、「学校週５日制」の導入による青少年の学外活動の場など、高度で多様な学習機会の提供が求められている。

地域に遍く存在する歴史文化遺産は、歴史学習や日々の社会活動などの、学び活動する対象として活用することが容易である。学習するにとどまらず、成果を地域社

会の発展やボランティア活動等に生かしたいと考える人々の意欲を地域文化に導くことができれば、地域主導による歴史文化遺産の保全と活用が促進され、生涯学習の充実との相乗効果を得ることができる。

また「ふるさと文化再発見アクションプラン」のように、芸術文化施設や社会教育施設が実施する生涯学習事業の素材として、歴史文化遺産を活用し、生きがいのある社会を実現することができる。具体的には、歴史文化遺産の調査・研究を含めた学習活動や、伝統技術・伝統芸能などの伝承も生涯学習として位置づけることが可能である。

さらにより親しみやすい形として、「伝統文化市民研究員」や「伝統文化調査探検隊」など地域に根ざした幅広い年齢層が活動できる制度を創設することにより、子供から老人まで年齢層を問わない生涯学習の素材を創造できる。

歴史文化遺産を活用した多様な生涯学習メニューの提供により、住民の地域の由来や現状に対する認識を深め、地域への誇りや愛着の基礎となる豊かなふるさと観を形成することが可能となる。

（５）「地域づくり」と「ひとづくり」

このように歴史文化遺産は様々な分野での活用の可能性があるが、その方向は大きく分けると、地域振興を直接的な目的とする「地域おこし」「まちづくり」の「地域づくり」分野と、知識・技術の普及をおこない地域への愛着と誇りを育む「学舎づくり」「ふるさと観づくり」の「ひとづくり」分野に分けられる。この２分野は地域活性化の両輪であり、「魅力あふれる地域づくり」と「地域を愛するひとづくり」のいずれにおいても、歴史文化遺産が大きな役割を果たすことができる。

Ⅳ　歴史文化遺産の活用から地域文化再生までの流れ

１　歴史文化遺産の価値の発見

歴史文化遺産を「個性豊かな地域づくり」「地域を愛するひとづくり」に活用するためには、まず調査研究による「価値の発見」が必要であり、このためには歴史文化遺産に関する専門的な技術・知識を持って「価値の発見」ができる人材の育成が必要となる。「価値の発見」された歴史文化遺産は、次の段階としてその存在が地域に周知されなければならない。少数の専門的知識を持った人材によって発見された価値を、地域住民共有のものとすることが必要となる。

２　歴史文化遺産の価値の共有

水田に残された塚や路傍の石仏など、地域において現代まで伝えられてきた歴史文化遺産には、それにまつわる様々な伝説が語り伝えられていることが多い。例えば「祟り」に関する伝説は、大切なものを保存するため禁足地にする役割を果たしているなど、伝説を媒介として地域の住民が歴史文化遺産の価値を共有している。

現代社会においてもこの種の伝説に相当する媒介手法が必要であり、その役割を果たすのが様々なメディアを通じて発信される「情報」である。歴史文化遺産に関する情報を地域住民に提供する際には、この「伝説」が果たしてきた役割を理解し、地域における既存の知識伝達システムである学校教育、生涯学習によって情報を効果的に伝えることが重要である。

３　歴史文化遺産の価値の継承と地域文化の再生

歴史文化遺産の価値を共有した後には、歴史文化遺産に対し地域にとって現在的な存在意義を与え、計画に基づき活用する。活用の計画は歴史文化遺産の変容をいかに考え、後世にまで護り伝えてゆくかを示す指針であり、計画の策定には歴史文化遺産をとりまく様々な利害の調整のため、専門家の助言を必要とする。また活用の体制が軌道に乗り、地域住民の中に活用のノウハウが蓄積されるまでは、体制の立ち上げなどに専門家の支援が必要である。

歴史文化遺産を特性に応じて地域社会の中で活用すれば、それらは地域の象徴となり、住民の地域に対する郷土意識の源となる。そして活用によって地域が活性化されるならば、その原動力となった「歴史文化遺産」に対する誇りや愛着がさらに深められ、将来へと継承されていくであろう。こうして地域のオリジナリティーが尊重され、地域固有の文化が再生される。地域文化の再生は、地域の一体感を深め、地域住民の公的な意識を強めるものであり、新たな文化を創造する力の源となる。

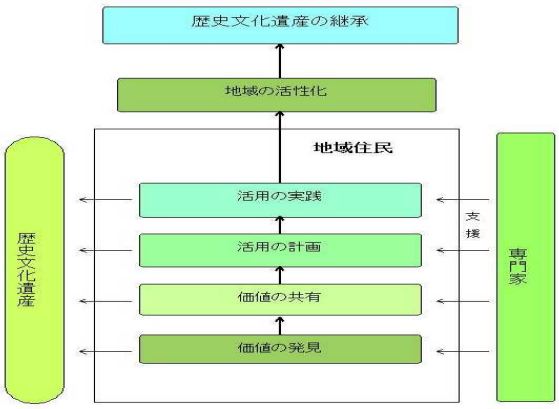

図６　歴史文化遺産活用の流れ

Ⅴ　歴史文化遺産活用活性化事業

１　歴史文化遺産活用のステップ

歴史文化遺産はこれまでの文化財行政が主に取り扱ってきた指定文化財の枠組みを大きく超える概念であり、その保護活用は、個別的ではなく総合的におこなわなければならない。また活用のためには、その過程で歴史文化遺産に係わる様々な組織・人材の関与が必要となる。

地域における歴史文化遺産の活用を支援するためには、以下のように段階を踏んで事業を展開していく必要がある。

○第一段階

地域において歴史文化遺産の保護・活用に携わる人材を育成する。

○第二段階

育成した人材を活用して歴史文化遺産についての基礎的な情報を収集するための調査を実施し、研究をおこなうことにより歴史文化遺産に対する評価を定める。そしてその成果を広く公開し、価値の共有を図る。

○第三段階

歴史文化遺産の保護・活用を図るため活用計画の策定を支援する。

○第四段階

活用事業をプロデュースし実践の支援をおこなう。

これらの事業の遂行には、歴史文化遺産に関する専門的な知識・技術が必要であり、大学・博物館・研究機関・民間企業に在籍する専門家の協力が必要である。また地域の実情に合わせた支援体制を恒常的なものとして整備するためには、地域文化のある程度の共通性がある領域（県単位）で専門家集団の支援体制を整える必要がある。

２　人材の育成

歴史文化遺産の保護活用のマネージメントに関する知識や技術をもつ人材を育成して、行政とは異なる立場から保護活用の地域におけるリーダーとし住民の意向を支援してもらうことにより、地域住民が主体となった歴史文化遺産の保護活用を実現することが可能となる。

さまざまな経験や知識・技術、または意欲を持つ人材を発掘し、歴史文化遺産活用への参画を促進するとともに、ボランティアやＮＰＯ等の組織におけるリーダー的人材の育成を図っていくものである。

人材育成は専門技術者・教員・地域住民を対象とし、それぞれの知識・技能レベルに応じて、歴史文化遺産の保護活用に参画できる体制を整えていくことが必要である。

（１）専門技術者を対象とした人材育成

歴史文化遺産の保存・活用に関連する分野の専門技術者を対象に、歴史文化遺産の理解と保存・活用のためのリカレント教育をおこない、各専門的技術を歴史文化遺産の保護活用に活かしてゆく。現在、建造物分野で実施している「ヘリテージ・マネージャー養成講習会」を他の歴史文化遺産の分野に拡充し、人材の育成を図る。

写真７　ヘリテージマネージャー養成講座（加西市・一乗寺）

（２）教員を対象とした人材育成

歴史文化遺産を学校教育の場で活用するために、学校教員に対して歴史文化遺産の保護活用の基礎的な知識及び技術を講習するとともに、共同で学習プログラム（指導案）の開発をおこなう。

地域の歴史文化遺産を地域学習の素材として活用する一方、教員を地域における保護活用のリーダーとして育成を図る。

（３）地域住民を対象とした人材育成

歴史文化遺産の保護活用のための基礎的な知識・技術を、生涯学習の一環として公民館活動を通じて地域住民に提供して、地域の歴史文化遺産の保護活用に携われる人材を育成する。現在、史跡・埋蔵文化財分野で実施している「“考古楽者”養成セミナー」を他の分野にも拡充し、地域住民による自主的な活動による保護・活用の実現を図る。

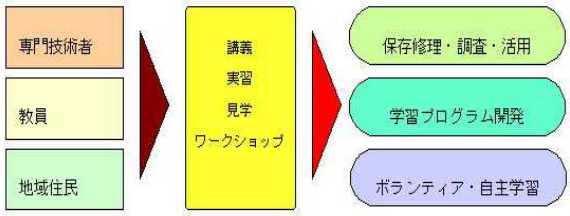

図７　人材育成の内容

以上のように人材育成をおこない、建造物部門で行っている「兵庫県ヘリテージ・マネージャー」の派遣事業のように、住民の自主的な活動を誘引・支援する制度を設けたり、「“考古楽者”養成セミナー」のようにボランティアリーダーとして、後の受講者にアドバイスをしていく手法を拡充していく必要がある。

３　調査研究

育成した人材を活用して、歴史文化遺産に対する調査をおこない、歴史文化遺産の現状を把握し活用するための基礎的な情報を収集する。収集した情報は、県が管理する文化財情報データベース（「ひょうごヘリテージ情報バンク」）に蓄積し、大学・博物館等と協同で整理・研究を施し、付加価値を高めた上で地域住民に還元する。

（１）情報の収集

行政・博物館・大学等と地域住民の協力のもと、歴史文化遺産の調査をおこない、所在・現状等の基礎的な情報を収集し、文字・画像情報をデジタルデータ化して蓄積する。

（２）情報の整理・研究

蓄積した情報を大学・博物館等と協同で整理し、学際的な研究をおこなった上で、各歴史文化遺産の価値付けをおこなう。

（３）情報の加工・公開

整理研究した情報を、一般向け・専門家向け等に加工した上でデータベース化し、行政・博物館・大学等で各使用目的に合わせて再加工し、情報を発信する。

またこれらの情報をもとに解説冊子を出版するなど、歴史文化遺産の普及に努める。

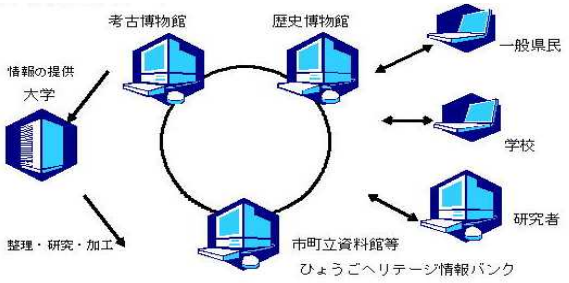

図８　情報整備のイメージ

４　活用計画の策定

（１）策定の目的

これまで述べてきたように、歴史文化遺産の価値を正当に評価し活用するためには、現状を把握しその価値を地域住民に十分周知したうえで、常に変容を念頭に置きながら、各歴史文化遺産を個別にどのように活用するのか基本的な計画をあらかじめ定めておく必要がある。

特に歴史文化遺産を活用しながら周辺環境と一体に保全をはかるためには、都市計画・農地整備など歴史文化遺産に重大な影響を及ぼす地域計画との円滑な調整が必要である。さらに阪神・淡路大震災での経験をふまえ、災害等の緊急時に歴史文化遺産をどのように保全するのかといった、歴史文化遺産の危機管理計画を立案しておくことも必要である。以上のような観点から、歴史文化遺産の価値の保全をはかりながらどのように活用するか、県が定める指針（ガイドライン）に沿って基本的な計画（マスタープラン）を市町レベルで策定する。

（２）基本計画の内容

歴史文化遺産活用基本計画（マスタープラン）は、県レベルでの指針（ガイドライン）に沿って各市町単位で策定する。この指針は、「兵庫県」をひとつの地域ととらえその個性化を図るための指針である「全県指針」と各地域単位（摂津・播磨・淡路・丹波・但馬）の個性化を図るための「地域指針」から構成され、ガイドラインはマスタープラン作成の基本的な枠組みとなる。

マスタープランの内容は、①背景と目的、②基本理念、③基本方針、④現状と課題、⑤分布状況、⑥地域活用保全計画、⑦個別活用保全計画、⑧危機管理計画から構成され、歴史文化遺産活用に関する事業計画の立案及び実施のためのアウトラインとするとともに、各種開発との調整のための基本方針とする。

（３）策定の手順

歴史文化遺産活用構想に基づき、「兵庫県歴史文化遺産活用指針（ガイドライン）」を策定し、兵庫県の歴史文化遺産活用の将来ビジョンを提示し、その後各市町毎に基本計画（マスタープラン）の策定をおこなう。

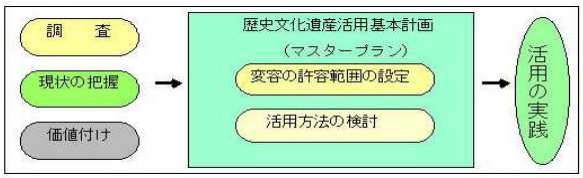

図９　マスタープラン作成の流れ

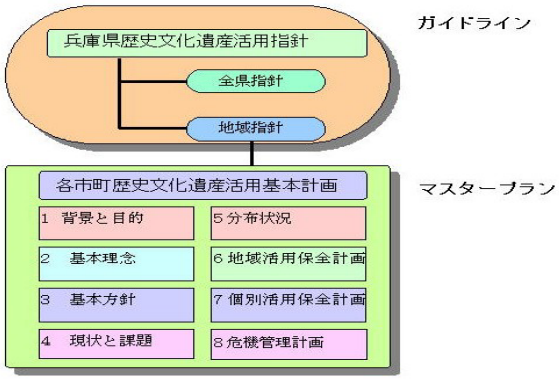

図 10　歴史文化遺産活用基本計画の構成

市町での策定には、県による歴史文化遺産の悉皆調査を利用するとともに、また各市町独自の調査を行う必要があろう。個別歴史文化遺産の活用計画を作るにあたっては、その活用および継承の主体となる地域住民の参画を得て、住民ニーズにあった計画とする。

５　活用事業のプロデュース

自治体や住民団体などが歴史文化遺産を活用した事業を実施するにあたり、歴史文化遺産の特質・価値について専門的な知識・技術を持った専門家が、活用の主体となる自治体・地域住民と協力しながら、事業の内容・実施方法等についての計画を策定する。

計画に基づき歴史文化遺産の活用を実践するために、活用の主体となる自治体等の機関および個人に対してソフト面での支援をおこなう。その方法としては、歴史文化遺産の活用に関する情報提供、活用方法の提案、活用のための体制づくりの支援、活用のための専門技術の指導などがある。

（１）情報提供

歴史文化遺産活用のために必要となる、分布・所在・歴史的価値などの詳細な情報を提供するとともに、公民館・資料館での生涯学習活動などを通じて地域の歴史文化遺産の周知をはかる。

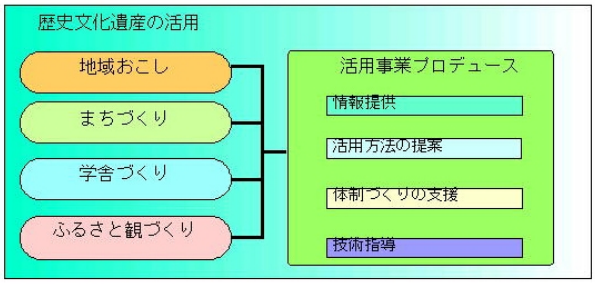

図 11　活用実践のイメージ

（２）活用方法の提案

様々な歴史文化遺産の具体的な活用方法について研究し、多様なニーズに応じた活用メニューを開発し、活用主体からの要望に応じて活用方法の提案をおこなう。

（３）活用のための体制づくりの支援

歴史文化遺産の活用にあたり、その活用の具体化のために必要となる人材を登録し、活用主体の要請に応じて人材の紹介をおこなう。委員会等のメンバーとなる大学教官等各分野の専門家、保存修復をおこなう専門技術者、活用事業に参加するボランティアなど、様々な人材を登録し、活用主体の便宜をはかるとともに専門知識・技術の活用、ボランティア活動の活性化を図る。

（４）活用のための専門技術の指導

活用の実践にあたり、歴史文化遺産がもつ本来的な価値をそこなうことがないように、活用方法についての技術的な指導をおこなう。

Ⅵ　歴史文化遺産活用推進体制の検討

歴史文化遺産を活用した地域づくり・ひとづくりを実現するためには、文化財主管部局だけでなく博物館・研究機関・調査機関・大学等の歴史文化遺産の調査・研究に係わる機関、地域整備・産業振興に係わる機関、学校教育・生涯学習に係わる機関、さらには民間企業や地域コミュニティーに至るまで、様々な機関の連携・協同・支援が必要となる。

この連携等を円滑にしかも恒常的なものとするためには、これまでの文化財行政の枠組みを大きくこえた歴史文化遺産活用のためのシステムを整備し、地域文化活性化のための総合的な取り組みをおこなうことが急務である。

歴史文化遺産活用システムの整備のためには、歴史文化遺産の保護・活用に関する専門的な知識と技術をもった人材を有する博物館等の機関を中核に歴史文化遺産活用を推進する体制について検討する必要がある。

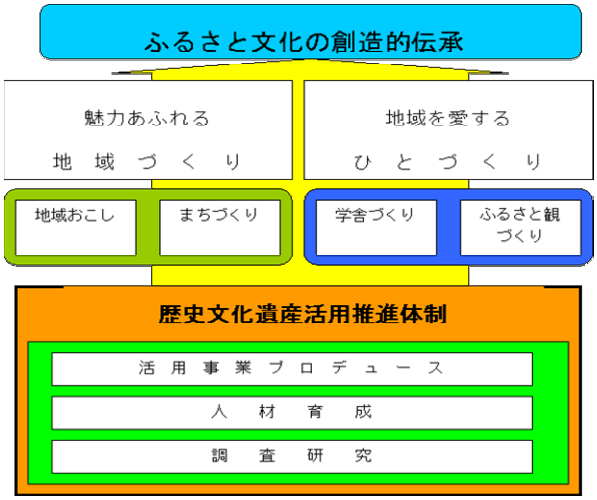

図 12　歴史文化遺産活用推進体制のイメージ

歴史文化遺産活用構想検討委員会

◎端　　信行（京都橘女子大学教授）
岡村　道雄（奈良文化財研究所協力調整官）
近藤　雅樹（国立民族学博物館教授）
栃本　武良（姫路市立水族館長）
百橋　明穂（神戸大学教授）
菱田　哲郎（京都府立大学助教授）
八木　雅夫（国立明石工業高等専門学校助教授）

◎　座長

資料4　用語解説

【あ行】

オーバーレイ

画像データの重ね合わせのこと。

ＮＰＯ

Non-Profit Organization（非営利組織）の略称。株式会社などの営利を追求する企業とは異なり、営利を目的としない組織。

【か行】

環境基本計画

国や地方自治体の環境保全に関する基本的な計画をいう。国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条第１項の規定に基づき、政府全体の環境保全に関する基本的な計画として、平成７年度に閣議決定された。国の環境基本計画を受け、都道府県、市町村などの地方自治体レベルでも計画策定を行っている。兵庫県では、平成 13 年度に「新環境基本計画」を策定している。

近隣住区

田園都市構想とともに 20 世紀のニュータウン建設を支えた理念の一つ。幹線道路で区切られた小学校区を一つのコミュニティと捉え、商店やレクリエーション施設を計画的に配置するもの。近隣住区の単位は幹線道路で囲まれており、約 64ha（半径 400m 程）、人口は 5000-6000 人程度を想定する。

考古楽者

県立考古博物館（仮称）や地域の歴史文化遺産を活用するボランティアリーダーの育成を目的に、平成 14 年度から養成セミナーを開催し、これまでに約 100 名が講習会を修了している（平成 19 年３月末現在）。

講習会修了者は、博物館開館前から自主的に「考古楽倶楽部」を結成し、学校での体験学習指導等を行っている。

【さ行】

ＧＩＳ

Geographic Information System の略で、地理情報システムをいう。コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示機能をもったシステム。

専門機関

大学や博物館など専門的な知識を有する機関や組織。

【た行】

地域住民

地域に居住する住民とその地域に係わりを持つ人々。

地域リーダー

地域内において、住民活動を率先して行う人材。

中山間地域

都市や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域の総称。食料・農業・農村基本法や特定農山村地域活性化法などの法律の分類に基づく用語。

ＴＭＯ

Town Management Organization の略で、中心市街地における商業まちづくりをマネージメント（運営・管理）する機関をいう。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースするのが役割である。中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（略称：中心市街地活性化法）によって定められた商工会議所、商工会、第三セクター等まちづくり機関を指す。

都市マスタープラン

平成４年の都市計画法の改正により、市町村が具体的に地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備等の「都市計画に関する基本的な方針」（都市マスタープラン）を定めることができるようになった。本マスタープランは、地域固有の自然・歴史・文化・産業等の特性を考慮しつつ、住民の意見を取り入れた将来の市町村のあるべき姿やまちづくりの方針等を描くため策定するものである。

【な行】

農村整備計画

農村整備についての基本的な方針。都道府県や市町村により農業振興計画や農業基本計画などの名称を持つ。兵庫県では、平成 17 年度に県農林水産行政の基本方針として「ひょうご農林水産ビジョン」を策定している。

【は行】

フィールドミュージアム

野外博物館。展示物が屋内ではなく、屋外にあり、見たり触ったりで体験して学んでもらうことに主眼を置いた博物館。

ヘリテージマネージャー

歴史文化遺産活用推進員。地域に埋もれた地域資源を発見し、歴史文化遺産を核にした地域文化遺産の再生を推進する人材。兵庫県では全国に先駆けて、平成 13 年度から養成している。

これまでに、建造物部門で約 120 名、天然記念物部門で約 50 名、美術工芸品部門で約 20 名の養成を実施している（平成 19 年３月末現在）。

【ま行】

マトリックス

評価因子を縦横に配し、両指標毎の評点を両軸とする算法。本ガイドラインでは、評価の一手法を指す。

歴史文化遺産活用ガイドライン

-ふるさと文化の創造的伝承-

発行日　平成 19 年 3 月 31 日
編　集　兵庫県教育委員会事務局文化財室
〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
TEL　078(362)3783
発　行　兵庫県教育委員会
〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
TEL　078(341)7711
印　刷　（有）アロエ印刷
〒650-0026　神戸市中央区古湊通１丁目１－５－301
TEL　078(371)3831